

災害救助の手引き

兵庫県災害対策課

令和5年9月

目 次

第1編	災害救助法について	1
第1	災害救助法の概要	2
第2	災害救助法適用基準	4
第3	災害救助法適用にかかる事務手続きの流れ	10
第4	災害救助事務（県・市町チェックリスト）	17
第2編	応急救助の種類別詳細	21
1	避難所の設置	22
2	応急仮設住宅の設置	24
3	炊出しその他による食品の給与	26
4	飲料水の供給	28
5	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	30
6	医療	32
7	助産	34
8	被災者の救出	35
9	被災した住宅の応急修理	37
10	学用品の給与	39
11	埋葬	41
12	死体の搜索	43
13	死体の処理	45
14	障害物の除去	47
15	応急救助のための輸送費	49
16	応急救助のための賃金職員雇上費	51
17	救助に要した事務費	53
第3編	災害救助の各参考様式	55
第4編	救助の基準早見表（令和5年9月）	100
第5編	参考資料	105

第1編

災害救助法について

第 1 災害救助法の概要

1 目的

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会秩序の保全を図る。

2 実施体制

災害救助法による救助は、法定受託事務として都道府県知事が行い（救助実施市を除く）市町村長がこれを補助する。

なお、必要な場合は、救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

3 適用基準

(1) 災害が発生した段階の救助法の適用（法第 2 条第 1 項）

住家等への被害が生じた場合（令第 1 条第 1 号～第 3 号）

災害救助法による救助は、災害により市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合等に行う。（P 9 参照）

災害が発生し、生命・身体への危害又はおそれが生じた場合（令第 1 条第 4 号）

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は危害を受けるおそれがある場合で、内閣府令で定める基準に該当するときに適用する。（P 9 参照）

(2) 災害が発生するおそれ段階の適用（法第 2 条第 2 項）

災害が発生するおそれがある場合において、国が災害対策基本法に規定する「特定災害対策本部」、「非常災害対策本部」又は「緊急災害対策本部」を設置し、当該本部の所管区域が告示されたとき、その所管区域の都道府県知事は、当該所管区域内の市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要としている者に救助を行うことができる。

4 救助の種類・程度・方法及び期間

(1) 救助の種類

避難所、応急仮設住宅の設置

食品、飲料水の供与

被服、寝具等の供与

医療、助産

被災者の救出

住宅の応急修理

学用品の供与

埋葬

死体の捜索及び処理

障害物の除去

(2) 救助の程度、方法及び期間

内閣総理大臣が定める基準に従って、都道府県知事が定める。

5 強制権の発動

災害に際し、迅速な救助の実施を図るため、救助に必要な物資の収容場所等への立入検査や管理、医療、土木工事等の関係者に対し、救助に関する業務に従事させることができる。

6 経費の支弁及び国庫負担

(1) 都道府県の支弁

救助に要する費用は、都道府県が支弁する。

(救助の実施に関する事務の一部が市町村長に委任された場合、市町村は、委任された救助の実施に要する費用について一時繰替支弁する。)

(2) 国庫負担

救助に要する費用が 100 万円以上になる場合、その額の都道府県の普通税収入見込額の割合に応じ、次により国が負担する。

普通税収入見込額の 2/100 以下の部分	50/100
普通税収入見込額の 2/100 を超え 4/100 以下の部分	80/100
普通税収入見込額の 4/100 を超える部分	90/100

7 災害救助基金

(1) 積立義務（災害救助法第 22 条）

都道府県等は、救助に要した費用の支弁の財源に充てるため、災害救助基金を積み立てて置かなければならない。

(2) 積立額（災害救助法第 23 条）

災害救助基金の各年度における最小額は県の当該年度の前年度前 3 年間における地方税法に定める普通税収入額決算額の平均年額の 5 / 1000 に相当する額とし、災害救助基金がその最少額に達していない場合は、政令で定める金額（最少額の 1 / 5 に相当する額）を、当該年度において積み立てなければならない。（救助実施市分を除く）

(3) 運用

預金や債券の購入等に加え、災害救助法による救助に要する給与品の事前購入により備蓄物資とすることができる。

第2 災害救助法適用基準

1 住家等への被害が生じた場合

< 1号基準 >

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
	5,000人未満	30世帯
5,000人以上	15,000人未満	40世帯
15,000人以上	30,000人未満	50世帯
30,000人以上	50,000人未満	60世帯
50,000人以上	100,000人未満	80世帯
100,000人以上	300,000人未満	100世帯
300,000人以上		150世帯

< 2号基準 >

本県における住家滅失世帯数が2,500世帯以上の場合

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
	5,000人未満	15世帯
5,000人以上	15,000人未満	20世帯
15,000人以上	30,000人未満	25世帯
30,000人以上	50,000人未満	30世帯
50,000人以上	100,000人未満	40世帯
100,000人以上	300,000人未満	50世帯
300,000人以上		75世帯

< 3号前段基準 >

本県における住家滅失世帯数が12,000世帯以上の場合

市町村で多数の世帯の住家が滅失していれば適用

多数の世帯...確定数は示されていないが、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令等から、最低5世帯以上は必要と考えられる。

< 3号後段基準 >

災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難にする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失した場合に適用

(例)

被害地域が他の村落から隔離又は孤立しているため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とする場合
有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのために特殊の技術を必要とする場合
水害により、被災者が孤立し救助が極めて困難であるため、ボートによる救出等の特殊の技術を必要とする場合

2 生命・身体への危害が生じた場合（生じるおそれがある場合）

< 4号基準 >

多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受ける恐れが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すれば適用

(1) 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること

(例)

火山噴火、有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合
M8.0以上の南海トラフ地震発生後（半割れ後）の津波及びその後の大規模地震等発生に備え、避難生活を余儀なくされている場合
船舶の沈没、交通事故、爆発事故等の事故により多数の者が死傷した場合

(2) 被災者に対する食品若しくは生活必需品の供与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること

(例)

交通路が途絶し、放置すれば多数の登山者等が飢餓状態に陥る場合
火山噴火又は有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合

豪雪により多数の者が危険状態となる場合

- (a) 平年に比して、短期間の異常な降雪及び積雪による住家の倒壊等又はその危険性の増大
- (b) 平年、孤立したことの無い集落の交通途絶による孤立化
- (c) 雪崩れ発生による人命及び住家被害の発生

注意事項

- ・ 4号基準は、災害による被害の発生前に適用することができるものであるため、生命又は身体に対する危害のおそれの程度を十分に検討のうえ、適用の判断をすることになる。
- ・ 1号～3号基準に該当する可能性はあっても、夜間等で被害状況の確認が困難な場合に、多数の者が死傷し、又は危険にさらされ、迅速な救助が必要であれば、4号基準を適用することができる。
- ・ 被災世帯数が1号～3号基準に達した時であっても、単なる床上浸水程度で、浸水時間も比較的短いような場合等において、現に救助を必要とする状態にあるとは認め難い場合の適用は困難と考えられる。

参考

- ・ 新潟県中越地震（2004年 最大震度7）
震災時が夕方ということもあり、震度6弱以上を観測した市町村に対して深夜に適用した。その後、震度5弱以上であって、避難して継続的に救助を必要とする市町村に順次追加適用した。
- ・ 能登半島地震（2007年 最大震度6強）
震度5強以上を観測した市町に対して直ちに適用した。
- ・ 台風第9号災害（2009年 宍粟市、朝来市において適用）
道路被害により孤立した集落があり、食品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること、避難して継続的に救助を必要とすることから適用した。
- ・ 平成26年8月豪雨災害（2014年 丹波市において適用）
連日の降雨により、丹波市市島町で大きな土砂崩れが発生し、住民の避難等継続的な救助を必要とすることから適用した。
- ・ 熊本地震（2016年 最大震度7）
益城町で最大震度7を観測し、その後も震度5以上の地震が続いたため、熊本県全域の45市町で適用した。

- ・ 平成 30 年 7 月豪雨災害（2018 年 宍粟市他 14 市町で適用）
台風 7 号及び梅雨前線等の影響による記録的大雨により、気象庁より大雨特別警報が発表されたため、大雨特別警報が発表された県内の 15 市町全てに適用した。
- ・ 令和元年台風 15 号災害（2019 年 千葉市他 41 市町村で適用）
令和元年 9 月 9 日の台風第 15 号の影響により、千葉県内において 9 月 27 日まで電力復旧の見通しが立たない旨の東京電力の見解を踏まえ、41 市町村で適用した。
- ・ 令和 4 年福島県沖を震源とする地震（2022 年 最大震度 6 強）
宮城県及び福島県の多数の市町村で震度 5 以上を観測したことから、宮城県及び福島県内全市町村に対して適用した。

3 災害が発生するおそれ段階の適用

災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合で、その所管区域の都道府県において、現に救助を必要とするときに、市町の区域（指定都市については、市又は区若しくは総合区のいずれの地域も単位とすることができる。）を単位に適用するものである。

【参考】

令和 3 年 5 月の災害対策基本法の改正により、特別警報級の台風の接近など大規模な災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策本部を設置して、広域避難等の事前避難の実施に向け、当該地域の都道府県において災害救助法が適用できることとなった。

1 災害救助法適用が可能となる都道府県

国の災害対策本部により告示された所管区域に該当する都道府県等（救助実施市を含む）

2 災害救助費の対象

広域避難等の事前避難の実施に必要な避難所の供与
高齢者や障害者等で避難行動が困難な要配慮者等の避難所への輸送・賃金
職員雇上費用
、 に係る救助の事務費

参考

- ・ 令和元年台風第 19 号、令和 2 年台風第 10 号
特別警報を公表するような台風の上陸する予報が出され、その進路や進路上の地域の状況等から複数の都道府県にわたって非常災害の発生するおそれがあったため、適用した。
- ・ 有珠山の火山活動（平成 12 年 3 月）
活火山において噴火の兆候が見られ、著しく異常かつ激甚な非常災害の発生のおそれがあったため適用した。

災害救助法適用基準世帯数

市町名	人口	基準		市町名	人口	基準	
		1号	2号			1号	2号
神戸市	1,525,152	150	75	川西市	152,321	100	50
東灘区	213,562	100	50	小野市	47,562	60	30
灘区	136,747	100	50	三田市	109,238	100	50
兵庫区	109,144	100	50	加西市	42,700	60	30
長田区	94,791	80	40	丹波篠山市	39,611	60	30
須磨区	158,719	100	50	養父市	22,129	50	25
垂水区	215,302	100	50	丹波市	61,471	80	40
北区	210,492	100	50	南あわじ市	44,137	60	30
中央区	147,518	100	50	朝来市	28,989	50	25
西区	238,877	100	50	淡路市	41,967	60	30
姫路市	530,495	150	75	宍粟市	34,819	60	30
尼崎市	459,593	150	75	加東市	40,645	60	30
明石市	303,601	150	75	たつの市	74,316	80	40
西宮市	485,587	150	75	猪名川町	29,680	50	25
洲本市	41,236	60	30	多可町	19,261	50	25
芦屋市	93,922	80	40	稲美町	30,268	60	30
伊丹市	198,138	100	50	播磨町	33,604	60	30
相生市	28,355	50	25	市川町	11,231	40	20
豊岡市	77,489	80	40	福崎町	19,377	50	25
加古川市	260,878	100	50	神河町	10,616	40	20
赤穂市	45,892	60	30	太子町	33,477	60	30
西脇市	38,673	60	30	上郡町	13,879	40	20
宝塚市	226,432	100	50	佐用町	15,863	50	25
三木市	75,294	80	40	香美町	16,064	50	25
高砂市	87,722	80	40	新温泉町	13,318	40	20
				県計	5,465,002		

(注1) 人口は、令和2年国勢調査による。

(注2) 住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が全壊し、又は全焼した世帯は1世帯をもって、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもってそれぞれ住家の滅失した1の世帯とみなす。

(注3) 2号基準が適用されるのは、兵庫県内の住家滅失世帯数が2,500世帯以上の場合である。

(注4) 神戸市は救助実施市指定に伴い、神戸市で法適用を判断することとなっている。

第3 災害救助法適用にかかる事務手続きの流れ

1 災害が発生した段階の救助法の適用（法第2条第1項）

	状況・流れ	担当	事務内容	様式
	災害発生（*）			
	県へ被害状況等の報告 （*）（発生情報）	市町	報告方法：電話及びメール （その後、フェニックスへの入力） 報告先：県災害対策課訓練・指導班 報告内容：市町村名 災害の原因 災害発生の日時及び場所 被害状況（人的及び住家被害） すでにとった救助の措置及び 今後の救助措置の見込み その他必要事項	1 2
	適用可否の判断（*） （基準に適合する場合） 県へ法適用を要請 （神戸市を除く）	市町	必要事項：適合する救助法適用基準 被害状況 要請方法：まずは電話で要請 （その後、改めて文書を提出）	3
救助法適用	適用可否の確認 法適用を決定 （神戸市を除く） （知事決定） 告示・記者発表及び当該市町へ適用の通知	県	内閣府へ法適用について事前協議 市町への通知方法：まずは電話及びメール 〔その後、改めて文書を提出〕 告示も後日となる	4
	市町長への事務委任 （通知）	県	通知方法：まずは電話及びメール （その後、改めて文書を提出） 委任の対象となる救助： 原則...全ての救助 例外...広域的調整が必要なもの（県で実施）	5
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>神戸市が救助実施市として指定されたことに伴い、神戸市への法適用は神戸市で判断することとなるが、県と神戸市は情報共有等緊密に連携した救助を実施する。 （兵庫県災害救助資源配分・調整マニュアル）</p> </div>			

（*） 災害が発生するおそれのある地域で生命・身体に危害が生じるおそれがある場合（令第1条第4号適用）は、災害による被害発生前に適用可否を判断する。

	状況・流れ	担当	事務内容	様式
	特別基準設定について、 内閣府と協議 市町へ通知	県	協議・通知方法：電話及びメール (公文書送付は後日)	10 11 12
救助終了	救助実施状況等の報告 (決定情報)	市町	報告方法：電話及びメール 報告内容：中間情報で報告した項目 ・救助の種類別実施状況 ・災害救助費概算額調(見込み)	1 2 7
	精算監査における 準備等の通知(市町へ)	県	通知方法：電話及びメール (文書送付は後日)	13 14
	精算監査における 必要書類の提出(県へ)	市町	提出書類：救助の種類に応じた書類 災害救助費繰替支弁請求書等	15 16 32 33
	精算監査(内閣府) 決定した請求額を 市町へ通知	県		34
	監査結果に基づき、 必要書類を再提出 (県へ)	市町	提出書類：救助の種類に応じた書類 災害救助費繰替支弁請求書等	15 16 32 33
	国庫申請 (内閣府へ)	県		34
	交付決定及び 額の確定通知(市町へ)	県		35

2 災害が発生するおそれ段階の救助法の適用（法第2条第2項）

	状況・流れ	担当	事務内容	様式
	災害発生のおそれ			
救助法適用	災害対策基本法に規定する「特定災害対策本部」、「非常災害対策本部」、「緊急災害対策本部」が国において設置され、本部の所管区域が告示 法適用（第2条第2項）を決定 （神戸市を除く） （知事決定） 告示・記者発表及び当該市町へ適用の通知	県	市町への通知方法：まずは電話及びメール （その後、改めて文書を提出） 告示も後日となる	4
	市町長への事務委任（通知） 神戸市が救助実施市として指定されたことに伴い、神戸市への法適用は神戸市で判断することとなるが、県と神戸市は情報共有等緊密に連携した救助を実施する。 （兵庫県災害救助資源配分・調整マニュアル）	県	通知方法：まずは電話及びメール （その後、改めて文書を提出） 委任の対象となる救助：避難所の供与	5
	県へ救助実施状況等の報告	市町	報告方法：電話及びメール （その後、フェニックスへの入力） 報告内容： 市町名 災害の原因 措置をとった日時及び場所 避難所の供与の状況及び 今後の救助措置の見込み その他必要事項	16
災害のおそれがなくなった場合は、 災害が発生した場合			法適用の終了を決定 下記	以下の手続きへ 以下の手続きへ
	災害発生			

	状況・流れ	担当	事務内容	様式
	県へ被害状況等の報告 (発生情報)	市町	報告方法：電話及びメール (その後、フェニックスへの入力) 報告先：県災害対策課訓練・指導班 報告内容：市町名 災害の原因 災害発生の日時及び場所 被害状況(人的及び住家被害) すでにとった救助の措置及び 今後の救助措置の見込み その他必要事項	1 2
	適用可否の判断 (基準に適合する場合) 県へ法適用(第2条第1項)を要請 (神戸市を除く)	市町	必要事項：適合する救助法適用基準 被害状況 要請方法：まずは電話で要請 (その後、改めて文書を提出)	3
救助法第2条第1項適用	適用可否の確認 法適用(第2条第2項)の終了を決定 法適用(第2条第1項)を決定 (知事決定) 告示・記者発表及び当該市町へ適用の通知	県	内閣府へ法適用について事前協議 市町への通知方法：まずは電話及びメール 〔その後、改めて文書を提出〕 告示も後日となる	4
	市町長への事務委任 (通知)	県	通知方法：まずは電話及びメール (その後、改めて文書を提出)	5
	神戸市が救助実施市として指定されたことに伴い、神戸市への法適用は神戸市で判断することとなるが、県と神戸市は情報共有等緊密に連携した救助を実施する。 (兵庫県災害救助資源配分・調整マニュアル)		委任の対象となる救助： 原則...全ての救助 例外...広域的調整が必要なもの(県で実施)	

	状況・流れ	担当	事務内容	様式
	県へ救助実施状況等の報告（中間情報）	市町	<p>報告方法：電話及びメール</p> <p>報告内容： 市町名 災害の原因 災害発生の日時及び場所 被害状況（人的及び住家被害） すでにとった救助の措置及び 今後の救助措置の見込み （救助の種類別実施状況） <u>災害救助費概算額調（見込み）</u> その他必要事項</p> <p>1 ~ はフェニックスに入力済の場合、 省略可</p> <p>2 概算額が不明の場合はその旨を記載</p> <p>3 波線部は「発生情報」から加わった部分</p>	1 2 7
	適宜報告	市町	<p>報告方法：電話及びメール</p> <p>適宜報告が必要となる場合 新たに救助を開始した場合 新たに今後救助を開始する見込みが 生じた場合 救助措置の状況が大幅に更新された場合 各応急救助が完了する毎に随時 各応急救助の概算額が判明する毎に随時 その他報告内容に変更が生じた場合 （軽微な変更は除く）</p>	
	特別基準設定の協議	市町	<p>協議方法：電話及びメール （その後、改めて文書を提出）</p> <p>県規則に定められた救助の期間内に協議</p> <p>協議内容： 定められた基準を変更する理由 必要とする期間・費用・対象数 等</p> <p>その他必要な事項</p>	8 9

	状況・流れ	担当	事務内容	様式
	特別基準設定について、 内閣府と協議 市町へ通知	県	協議・通知方法：電話及びメール (公文書送付は後日)	10 11 12
救助終了	救助実施状況等の報告 (決定情報)	市町	報告方法：電話及びメール 報告内容：中間情報で報告した項目 ・救助の種類別実施状況 ・災害救助費概算額調(見込み)	1 2 7
	精算監査における 準備等の通知(市町へ)	県	通知方法：電話及びメール (文書送付は後日)	13 14
	精算監査における 必要書類の提出(県へ)	市町	提出書類：救助の種類に応じた書類 災害救助費繰替支弁請求書等	15 16 32 33
	精算監査(内閣府) 決定した請求額を 市町へ通知	県		34
	監査結果に基づき、 必要書類を再提出 (県へ)	市町	提出書類：救助の種類に応じた書類 災害救助費繰替支弁請求書等	15 16 32 33
	国庫申請 (内閣府へ)	県		34
	交付決定及び 額の確定通知(市町へ)	県		35

第4 災害救助事務（県・市町チェックリスト）

項目	実施項目	市町	県	
事前対策	実施体制の整備	救助実施マニュアルの作成 救助実施体制（班編制、担当者指定）	「災害救助の手引き」の作成、更新	
	被害状況調査体制の確立	事前に担当地区指定した調査班を設け、調査責任者を置く。 市町内各地区に情報連絡責任者等を確保しておく。 調査方法マニュアル、報告用紙を常備し、記載方法、被害程度の判定基準、報告要領について説明・訓練を行う。		
	避難所の設置	避難所設置運営マニュアルの作成 避難が長期化した場合に利用する公的宿泊施設、旅館及びホテルとの協定締結 被災することのない避難所の再指定 避難計画の作成及び住民への周知 避難所管理者及び避難所連絡員の事前指定	避難が長期化した場合に利用する公的宿泊施設、旅館及びホテルの事業者団体との協定締結 市町への斡旋 仮設トイレや仮設風呂・シャワーの備蓄	
	避難行動要支援者対策等：福祉避難所の設置	社会福祉施設、老人福祉センター、特別支援学校等を予め福祉避難所として指定 予め対象者を把握し、避難計画を作成 予め対象者を把握し、避難行動要支援者マップを作成し、避難方法・経路等について定めておく。	避難行動要支援者でも利用できる仮設トイレの備蓄 避難行動要支援者の日常生活上の支援を行うために必要な消耗機材（紙おむつ等）の備蓄	
	食料品・飲料水の供与	地域防災計画に基づき2日分の食料品を備蓄 発災後1時間以内の避難所への提供計画を作成 飲料水の確保 仮設水洗トイレやシャワーに使用できる飲料水以外の水の確保	地域防災計画に基づき1日分の食料品の備蓄 発災後24時間以内の避難所への提供計画を作成 飲料水の確保 仮設水洗トイレやシャワーに使用できる飲料水以外の水の確保	
	救助物資調達先の準備	市町備蓄物資の確保 食糧、生活必需品調達について予め事業者団体等と物資供給等に関し協定を締結 予め指定した避難所等へ、応急的に必要と考えられる食糧・飲料水・生活必需品等の備蓄 仮設トイレ、簡易シャワー・簡易風呂等の調達方法について予め事業者団体等と協定 避難行動要支援者等が使いやすいトイレ等の備蓄	県備蓄物資の確保 食糧、生活必需品調達について予め事業者団体等と物資供給等に関し協定を締結 予め指定した避難所等へ、応急的に必要と考えられる食糧・飲料水・生活必需品等の備蓄 仮設トイレ、簡易シャワー・簡易風呂等の調達方法について予め事業者団体等と協定 避難行動要支援者等が使いやすいトイレ等の備蓄	
	応急仮設住宅の設置（建設型）	県が行う用地確保への協力 用地の選定・確保	建設業者（プレハブ協会）との協定締結及び連携体制の確保	
	応急仮設住宅の設置（賃貸型応急住宅）	予め利用可能な民間賃貸住宅を調査	民間賃貸住宅事業者団体等との協定締結及び連携体制の確保	
	人命救助	応急救助体制の整備	平常時から災害を想定した訓練を実施	平常時から災害を想定した訓練を実施
			予め救護班の編成等を定めておく	県立病院の救護班の編成等を定めておく 日本赤十字社兵庫県支部が編成する救護班の派遣計画 心理的ケアのための要員の確保及び体制の整備

項目	実施項目	市町	県
発 災 救 助 法 適 用	被害状況の把握	被害地域の情報連絡責任者からの報告 現地調査班員による調査の実施(市町職員2人で1班) 被災台帳の作成 被害程度(人的・物的) 家族状況 世帯類型、必要な救助・救援	発災直後、県職員を被災地に派遣、情報収集、市町との連絡調整等を行う。
	被害状況の報告	フェニックス防災システムにより迅速に被害状況を県に報告する。	県民局から連絡調整のため派遣された連絡員が、場合によってはフェニックス防災システムへの代行入力を行う。
	災害救助法の適用	市町としても適用基準を理解しておき、迅速的確な報告に努めること 特に生命または身体に危害を受けるおそれが生じた場合は、遅滞なく県に報告すること 現に救助を要する状態が終焉してから、住家被害の報告等をして適用基準に満たない場合は災害救助法が適用されないことに留意すること	速やかに災害救助法の適用を決定し、内閣府に連絡する。 地震災害の場合には、住家被害や人的被害の状況が不明または適用基準以下であっても、一定規模以上の震度を観測した市町を「多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれがある状態」であり、かつ「継続的に救助を必要とする状態」とみなし、迅速に法施行規則第4号により救助法を適用する。 風水害の場合には、住家被害に基づき法施行規則第1号、第2号により法適用することを原則とするが、道路の寸断等により孤立集落が発生した場合は、その該当市町を「多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれがある状態」であり、かつ「救助に特殊の技術を要する状態」とみなし法施行規則第4号により救助法を適用する。 上記の救助法の適用にあたっては、その後の事務の円滑化のためにも、内閣府に技術的助言を求める。 救助法適用後、速やかに該当市町へ通知文書の発信する。 救助法適用後、速やかに告示を行う。 災害救助法の適用の要件となる被害の認定は、世帯単位で行われるものであることに十分留意する。 同法適用後も、内閣府に対し、刻々と変わる被害状況について情報提供する必要がある。 新潟県中越地震以降、特に大規模地震が発生した場合には、一定震度以上観測した市町村に対して「避難して継続的に救助を必要とする」状態として速やかに4号適用 震度7を2回(前震・本震)観測した熊本地震においては、前震時に県内の被害状況は不明であったが、県内全市町村に対して直ちに、熊本県は内閣府と協議のうえ災害救助法を4号適用をした。 夜間等で被害状況の確認が困難な場合に、多数の者が死傷し、又は危険にさらされ、迅速な救助が必要であれば、第4号該当
	災害救助事務の委任	災害救助事務は、県から市町へ委任されることを前提にし、県からの委任通知を待つことなく必要な救助を行う。 市町の能力では必要な救助ができない場合には、県に支援要請を行う。	災害救助法適用と同時に、災害救助事務を市町へ委任した旨の通知を行う。 救助事務委任後は、市町に救助を任せきりにすることなく、市町の支援要請や対応状況に応じて、あるいは県自らの判断により必要な救助を県自ら実施する。

項目	実施項目	市町	県	
災害救助実施第1段階	民生対策	避難所の設置	<p>学校長、公民館長等による解錠 避難状況の把握、避難者名簿の作成 自治会長や自主防災組織リーダーと連絡を取り、避難者の役割分担や班分けを行う等、自治的運営を目指す。 避難所設置期間が一般基準である7日間を超える可能性があるときは、速やかに必要な設置期間を見込み、県に特別基準の設定の依頼を行うこと 避難所の長期化に伴い、プライバシーの確保、入浴及び洗濯の機会の確保、暑さ寒さ対策、情報提供等に努める。 避難行動要支援者等には、広めの場所を確保する等、特別の配慮を行う。 福祉避難所を開設した際には、必要に応じて避難行動要支援者の移動を行う。 必要数の仮設トイレを設置する。水洗式仮設トイレや福祉対応トイレの確保にも留意する。 避難所として指定した施設には、予め応急的に必要と考えられる食糧・飲料水・生活必需品等を備蓄しておく。</p>	<p>市町が設置した避難所への応援職員の派遣 運営に支障を生じていることが認められる避難所には、県から運営の支援にあたる職員を派遣する。 医師、保健師、看護師、栄養師による健康相談、こころのケア相談を実施する。 避難所設置期間延長等について、市町から特別基準の設定依頼を受けたとき、又は避難所応援職員等によりその必要性が認められたときは、内閣府に対して、特別基準設定の協議を行う。 上記により特別基準が認められた場合は、速やかに該当市町に通知するとともに、その旨を周知する。 市町で確保できない仮設トイレ(特に水洗式仮設トイレや福祉対応トイレ)を設置する。</p>
		福祉避難所の設置	<p>社会福祉施設の防災拠点型地域交流スペース、老人福祉センター、特別支援学校において福祉避難所を開設すること これらの施設を確保できない場合は、公的宿泊施設又は旅館、ホテルにおいて福祉避難所を確保する。 入所者の相談等に対応する介護員(概ね要支援者10人あたり1人)を確保する。</p>	市町に福祉避難所の設置を助言する。
		食品の給与及び飲料水の供給	市町の現物備蓄又は流通備蓄により迅速に食料及び飲料水の提供を行う。	市町の備蓄が不足する場合等により、市町から支援要請があったとき、又は避難所応援職員等により食品の供給が不足していると認められるときには、県は自ら食品等の供給を実施する。
		被服等生活必需品の供与	必要な毛布、被服等の生活必需品を調査する。 現物備蓄、流通備蓄又は新規購入等により調達の上、速やかに現物給付又は貸与する。	市町の備蓄が不足する場合等により、市町から支援要請があったとき、又は避難所応援職員等により被服等生活必需品の供給が不足していると認められるときには、県は自ら被服等生活必需品の供与を実施する。
		被災者の救出	救出のための要員(消防団等の動員) 機械・器具等を借上げる 必要に応じ関係機関へ援助要請する	県内他市町への応援調整 緊急消防援助隊の出動要請
人命救助	医療	日赤救護班の派遣要請 医師会救護班の協定に基づく派遣要請 地区医師会に対する協力依頼	搬送先の確保の支援、医薬品等の確保の支援及び医薬品等の管理等のためのマンパワーの確保の支援 医療施設及び保健所の被災状況や活動状況等の把握 DMATの派遣要請 ドクターヘリの出動要請	
	埋葬関係	死体の処理		
		死体の捜索	機械・器具の借り上げ 消防団、自衛隊等への協力要請	
災害救助実施第2段階	民生対策	埋葬	埋葬(火葬)の実施 棺、骨つぼ代支給 遺族の連絡先を確認 柩及びドライアイス等の確保	
		応急救助実施状況報告	救助日報に基づき毎日報告 フェニックス防災システムに被害状況の推移を反映させる。	
		被服寝具その他生活必需品の給与	調査原票の作成 調査原票に基づき必要物資の購入・配分計画の作成 必要物資の購入 必要物資の給与	
		学用品の給与	調査原票の作成 調査原票に基づき必要物資の購入・配分計画の作成 必要物資の購入 必要物資の給与	
	障害物の除去	調査原票の作成 調査原票に基づき対象世帯を選定する 実施計画の策定(人夫の雇上げ、機械借上げ、業者委託も可)		

項目	実施項目	市町	県
災害救助実施第3段階	応急救助実施状況報告	被害状況、救助実施状況、救助費概算額に変化あるごとに報告 フェニックス防災システムに被害状況の推移を反映させる。	
	要支援者対策	福祉避難所での避難行動要支援者の状況、ニーズ調査の実施結果等について報告	避難行動要支援者を対象として、必要に応じ、出来る限り被災前の居住地に比較的近い地域で、避難行動要支援者向けの福祉仮設住宅の設置を行う。
	応急仮設住宅の設置	入居希望者調査の実施(意向確認) 用地の確保 入居者の選定	被害の状況により仮設住宅の建設を主とするか、民間賃貸住宅の借上げを主とするか方針決定する。建設型応急住宅の建設については、県が直接実施することとし、プレハブ協会に建設依頼を行う。(方針について公営住宅課と要調整) 設置戸数の決定
	住宅の応急修理	対象世帯調査の実施 実施計画の策定 大工左官等の雇い上げ(業者委託可)	
	救助の特別基準の申請	各救助項目のうち、特別基準申請の必要のあるものについての要請(救助期間内に電話又はFAXで連絡、文書は事後で可)	各救助項目のうち、特別基準設定の必要のあるものについて内閣府と協議
	実績報告	被害状況 救援実施状況 救助費概算調書作成	
	繰替支弁金の精算	繰替支弁金の請求	
	精算監査の受験	実績報告書の作成	実績報告書の確認 精算監査調書の作成

第2編

応急救助の種類別詳細

第2編 応急救助の種類別詳細

1 避難所の設置

実施者	通常、知事の委任を受けて市町長が実施
救助の対象	<p>災害によって、現に被害を受けた者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住家が被害を受け、居住の場所を失った者 ・ 現に災害を受けた者（旅館・ホテルの宿泊者、一般家庭の来訪者、通行人等） <p>災害によって現に被害を受けるおそれがある者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難指示が発令された場合 ・ 避難指示は発令されていないが、住民自らが危険と判断して避難し、市町長が避難を要すると認めた場合 <p>単に当人の主観的判断のみによるものは認められない。</p>
救助の方法	<p>避難所の設置（バリアフリー化され、耐震・耐火・鉄筋構造を有する施設が望ましい）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存建物利用（学校、公民館、福祉センター、図書館等） <ul style="list-style-type: none"> 避難が長期化する場合や避難行動要支援者等を対象に、内閣府と連絡調整のうえ、民営の旅館・ホテルを借り上げることも可能 利用金額は7,000円/泊・人（税込み、食事込み）の範囲内）であらかじめ県と協議 ・ 野外仮設（仮設建物、テント借上） <p>設置予定場所については、事前に定めて住民に周知しておくこと</p> <p>設置したときは速やかに被災者に場所を周知させ、収容保護し、速やかに県へ連絡すること</p> <p>市町は、避難所毎に責任者を派遣して被災者の保護及び避難所の管理にあたらせること</p> <p>感染症対策について、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して必要な措置を講じること</p>
費用の範囲	<p>避難所の設置・運営費（機器の借料等）</p> <p>賃金職員雇上費（設置・維持・管理等の臨時職員の人件費）</p> <p>消耗器材費</p> <p>（避難者が共同で利用する性格のもの。乾電池、ポリ袋、掃除用具、石鹸等）</p> <p>建物、器物等の使用料（公共施設は原則無償）</p> <p>避難所閉鎖時の既存建物の原状復旧工事費については、避難生活により破損等が生じた場合は対象となる。</p> <p>器物の借上費（冷暖房機器、畳、パティオ、TV、ラジオ、掃除機、パソコン、懐中電灯等）</p> <p>光熱水費（公共施設は基本料金を除く額。前年同月の使用料の対比等から算出）</p> <p>仮設炊事場、仮設便所等の設置費</p> <p>（他に臨時外灯設備、電話、FAX、簡易調理室、風呂、洗濯場、スロープ、簡易間仕切り等のリース代含む。）</p>
費用の限度	<p>基準額... 3 4 0 円以内 / 日・人</p> <p>1日とは時間の多少を問わず、夕刻の収容又は朝の退所でも1日とする。</p>

	福祉避難所を設置した場合は、その特別な配慮のために必要な実費を加算可能。
救助期間	災害発生の日から7日以内
特別基準	開設期間の延長。延長期間は、発災初期は2週間程度とし、ある程度収束が見込まれる段階では基準期間である7日間以内 (更に再延長が必要な場合は、その都度上記と同様に取り扱う。) 限度額の引き上げ
整備書類	救助実施記録日計票 物資受払状況 避難所設置及び収容状況 避難者名簿 避難所設置に要した支払証拠書類及び物品受払証拠書類
その他	避難所へ収容する者は、当該市町村における居住の有無には関係ない。 豪雪地帯等であって豪雪等のために避難所に行き着くことが困難な場合には、少数世帯が避難した近くの住家等をもって法による避難所と認めて差し支えない。 被災者に対する情報提供は、被災者の不安感軽減、円滑な復旧・復興につなげるうえで極めて重要であるため、特段の配慮が必要である。 避難所の開設、閉鎖等の状況を随時フェニックス防災システムへの入力により、報告すること ホテル・旅館等については、要配慮者(高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を有する者)及びその家族が優先的に利用する。

2 応急仮設住宅の設置

<p>実施者</p>	<p>広域災害等の場合...知事が実施し、市町長が補助 局地的災害の場合...知事の委任を受けて市町長が実施 (市町長で実施できない場合は、知事が実施)</p>
<p>救助の 対象</p>	<p>住家が全焼、全壊又は流失し、居住する住家のない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者() (避難指示の発令地域に居住している等、住家被害がなくても入居可能な場合もある。) 【参考】 半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当の場合、内閣府と協議のうえ、対象とすることも可能。 阪神・淡路大震災や熊本地震の際は、半壊の認定を受けた住家についても、取り壊さざるを得ない住家は全壊とみなして対象とした。</p>
<p>救助の 方法</p>	<p>市町間格差をなくすため、原則として県が設置するが、災害の規模、態様等により、市町長が実施することもあり得る。 設置にあたっては、直営又は業者請負、建築資材の買い取り又はリースの別を問わない。</p>
<p>費用の 範囲</p>	<p><建設型応急住宅> 原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費、建築事務費、解体撤去費、借地料等すべての経費 <賃貸型応急住宅> 家賃、共益費、退去時修繕負担金、仲介手数料、火災保険料その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠な経費(範囲は別途協議)</p>
<p>規模及び 費用の 限度</p>	<p>規 模 <建設型応急住宅> 応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定 29.7㎡/戸(2人~4人世帯)を基準に、多人数世帯は39.6㎡/戸、単身世帯は19.8㎡/戸にするなど、世帯構成等に応じて設定 (平成29年4月の内閣府告示から、具体的な面積については記されていないが、プレハブ協会等の仕様は従来どおりであるため目安とする。)</p>

	<p>基準額</p> <p>< 建設型応急住宅 > 6,775,000円/戸 (平均単価が6,775,000円以内であればよい)</p> <p>< 賃貸型応急住宅 > 地域の実情に応じた額</p> <p>家賃は、原則として当該地域における民間賃貸住宅の平均的な賃借料を超えないものとする。</p> <p>同一又は近接する敷地内に概ね50戸以上建設する場合、集会施設を設置でき、50戸未満の場合であっても、その戸数に応じた小規模な施設を設置でき、それらの規模及び費用は別途内閣府との協議による。</p> <p>高齢者等に配慮した構造及び設備を備えた福祉仮設住宅設置も可能 (別途、内閣府協議が必要)。</p>
救助期間	<p>着工期間：災害発生日から20日以内 (賃貸型応急住宅は速やかに供与)</p> <p>供与期間：供与の日から2年以内</p> <p>内閣府告示では、完成の日から建築基準法第85条第3項又は第4項に規定する期限までであるが、本県では2年以内とする。</p>
特別基準	<p>着工期間の延長 必要最小限の期間とする。</p> <p>供与期間の延長</p> <p>著しく異常かつ激甚な災害が発生した場合 (阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震、H30年7月豪雨災害等)</p> <p>限度額の引上げ</p> <p>材料等の輸送費を別枠とする。(離島の場合)</p>
整備書類	<p>救助実施記録日計票</p> <p>応急仮設住宅台帳</p> <p>応急仮設住宅入居者名簿</p> <p>敷地賃借契約書</p> <p>応急仮設住宅使用賃借契約書</p> <p>建築工事関係書類(原材料購入契約書、工事契約書、設計書、仕様書等)</p> <p>建築工事代金等支払証拠書</p> <p>その他必要な書類・帳簿等 (直営の場合の物資(工事材料)受払状況、大工・人夫等の出納簿、輸送簿等)</p>
その他	<p>応急修理の期間が災害発生日から1ヶ月を超えると見込まれる場合、県と相談の上、応急修理期間中に応急仮設住宅を使用することができる。</p>

3 炊出しその他による食品の給与

実施者	通常、知事の委任を受けて市町長が実施
救助の対象	<p>金銭の有無に関わらず、現に炊事のできない者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所に収容された者（車中泊を含む） ・ 住家の被害が、全壊、全焼、流失、半焼、半壊又は床上浸水等であって、炊事のできない者 ・ 床下浸水等で自宅避難しているが、ライフラインが途絶える等自宅において炊事ができない者
救助の方法	<p>原則：現物給与（弁当、にぎり飯、パン、調理済み食品など）</p> <p>乳幼児に対しては、ミルク等も差し支えない</p>
費用の範囲	<p>主食費：購入費用</p> <p>副食費：購入費用。調味料を含み、内容、品目、数量等について制限はない。</p> <p>雑 費：器物の借上料</p> <p>包装紙類、茶、はし、使い捨て食器等購入費</p>
費用の限度	<p>基準額：1,230円以内/日・人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主食、副食、燃料、雑費等の一切の経費を含む。 ・ 大人も小人も全て1人で計算する。 ・ 1食は1/3日として計算する。
救助期間	災害発生の日から7日以内
特別基準	<p>給与期間の延長。延長期間は、発災初期は2週間程度とし、ある程度収束が見込まれる段階では基準期間である7日以内</p> <p>（再延長が必要な場合は、その都度上記と同様に取り扱う。）</p> <p>限度額の引き上げ</p>
整備書類	<p>救助実施記録日計票</p> <p>物資受払状況</p> <p>炊き出し給与状況</p> <p>食料・物品の購入・借用代金支払証拠書類</p> <p>購入・借用物品受払証拠書類</p>

その他	<p>市町職員、消防団員、応援要員及びボランティア等被災者以外の食料費は対象外 配分漏れ、重複支給がないよう注意すること</p> <p>実際に被災者に支給した分のみが対象（避難者数を大幅に上回る発注は認められない場合がある。）となり、輸送途中での忘失分は基本的には県精算費用対象外 高齢者等や長期化に対応してメニューの多様化、適温食の供給等についても配慮する。</p> <p>一定期間経過後は、被災者自身による炊事が重要であるので、避難所における炊事場の確保、食料・燃料の提供等、炊事の出来る環境づくりに配慮する。</p> <p>災害により食料を得られないという状況が発生したときに行うものであり、経済的な理由で食料を得られない者に対して行うものではないことから、現金給付又は食事券等の支給等は不可</p>
-----	---

4 飲料水の供給

実施者	通常、知事の委任を受けて市町長が実施
救助の対象	災害のため、現に飲料水を得ることができない者 住宅等に重大な被害を受けていないが、水源地の汚染、水道等の給水施設の破壊等の被害による場合も可。
救助の方法	給水車による供給 被災地近くの水源地から飲料水を運搬して供給する。 ろ水器等による浄水の供給及び飲料水中に直接投入する浄水剤の配布等
費用の範囲	水の購入費 (原則、公的団体からの支援は無償を想定。購入費がかかる場合は事前に県に相談すること) (当該市町を含む一部事務組合からの購入費は認められない。) ろ水器その他給水又は浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 機械：運搬車、給水車、ポンプ車等 ・ 器具：バケツ、ポリタンク、ピン等 ・ 燃料：ろ水器や自動車等のガソリン代等 浄水用薬品及び資材費 薬品とは、被災者が直接飲用する水を浄化するカルキ等に要する費用に限られ、一般に防疫上の見地から散布する薬品は含まれない。(感染予防法の対象となる。)
費用の限度	水の購入費の通常(平常時)の実費 供給必要量(1人1日3リットルを目安)を浄水又は運搬する直接・間接の経費 機械器具の借上料、修繕費及び燃料費の通常(平常時)の実費 浄水用の薬品及び資材費の通常(平常時)の実費
救助期間	災害発生の日から7日以内
特別基準	供給期間の延長。延長期間は、通常の場合の基準期間である7日以内 (再延長が必要な場合は、その都度上記と同様に取り扱う。)

<p>整備書類</p>	<p>救助実施記録日計票 物資受払状況（給水用機械器具、燃料、浄水用薬品、資材等） 飲料水の供給簿 支払関係証拠書類 物品受払関係書類</p>
<p>その他</p>	<p>飲料水供給が目的であっても、以下のような恒久的対策は認められない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ボーリング等による新水源発見の費用 ・ 送水をするための配水管を敷設する費用 ・ 水道等の給水施設の修繕費、井戸さらいの場合の賃金職員雇上費、資材費などは原則的には認められない。 ・ 避難所等で炊き出しとともに提供するペットボトル等の飲料水は、飲料水の供給ではなく、炊出しその他による食品の供与に含める。

5 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

実施者	通常、知事の委任を受けて市町長が実施																																												
救助の対象	<p>災害により、住家に被害（床上浸水以上）を受けた者 被服寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者 被服寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者 （船舶の遭難、旅行中の被災等による場合を含む）</p>																																												
救助の方法	被災者からの聴取により、被害区分等に応じた費用内で必要な物を把握し、配分表等を作成して現物支給する。																																												
費用の範囲	<p>被 服：男性用、女性用、子供用の上着、肌着など 寝 具：就寝に必要な最小限度の毛布及び布団など 身の回り品：タオル、靴下、靴、サンダル、傘など 日 用 品：石鹸、トイレトーパー、歯ブラシ、歯磨きなど 炊 事 用 品：炊飯器、鍋、釜、包丁、コンロ、バケツ、ガスコンロなど 食 器：箸、茶碗、皿、汁椀など 光 熱 材 料：マッチ、ローソク、木炭、プロパンガスなど 防寒・熱中対策用品：電気ストーブ、扇風機など エアコンやクーラーなどの取付けを要する商品は不可 このほか、高齢者、障害者等の紙おむつ、ストーマ用具等の消耗器材</p>																																												
費用の限度	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人増す毎に加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊・全焼 ・流出</td> <td>夏</td> <td>19,200</td> <td>24,600</td> <td>36,500</td> <td>43,600</td> <td>55,200</td> <td>8,000</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>31,800</td> <td>41,100</td> <td>57,200</td> <td>66,900</td> <td>84,300</td> <td>11,600</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊・半焼 ・床上浸水</td> <td>夏</td> <td>6,300</td> <td>8,400</td> <td>12,600</td> <td>15,400</td> <td>19,400</td> <td>2,700</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>10,100</td> <td>13,200</td> <td>18,800</td> <td>22,300</td> <td>28,100</td> <td>3,700</td> </tr> </tbody> </table>							区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増す毎に加算	全壊・全焼 ・流出	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600	半壊・半焼 ・床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700
区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増す毎に加算																																						
全壊・全焼 ・流出	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000																																						
	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600																																						
半壊・半焼 ・床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700																																						
	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700																																						
救助期間	災害発生の日から10日以内																																												
特別基準	<p>給(貸)与の期間延長。延長期間は、通常の場合の基準期間である10日以内 （再延長が必要な場合は、その都度上記と同様に取り扱う。） 限度額の引上げ</p>																																												

<p>整備書類</p>	<p>救助実施記録日計票 物資受払状況 物資の給与状況 物資配分計画表（被害の程度、世帯人数ごとの限度額に応じた計画） 救助物資受領書 物資購入関係支払証拠書類 【注意事項】 法による物資と義援物資は実際上も書類上も明確に区分しておくこと</p>
<p>その他</p>	<p>夏季、冬季の区別は災害の発生した日による。 船舶の遭難による場合や旅館、ホテル等の宿泊者等が被災した場合、必要があれば給与してもよいが、この場合には県に協議して基準の設定が必要である。 住家の被害が要件を満たしても、別に保管した物があったり、寄贈を受けたりし、必要最小限のものが得られれば、法による供与又は貸与はできない。 現金給付又は商品券等の金券により給付を行うことは不可</p>

6 医療

実施者	<p>広域災害等の場合...県への要請があれば、知事が実施し、市町長が補助する。 局地的災害の場合...知事の委任を受けて市町長が実施</p>
救助の対象	<p>医療を必要とする状態にあるにも関わらず、災害のために医療の途を失った者で、 応急的に医療を施す必要がある者（災害によるものかどうかを問わない）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療を必要とするに至った原因を問わない。 ・ 障害を受け又は疾病にかかった日時を問わない。 ・ 患者自身の経済的能力の如何を問わない。 ・ 被災者のみに限定されない。 <p>対象とならない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災地における医療であっても、通常の保険診療が行われている場合、又は行える場合 ・ 災害発生の混乱期に強いて治療しなくてもよい疾病等 ・ 就職等のための健康診断、予防注射等の防疫上の措置
救助の方法	<p>原則として救護班によって行う応急的な医療とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 救護班で対応できない医療については、速やかに対応可能な病院又は診療所等に輸送して対応すること
費用の範囲	<p>診療 薬剤及び治療材料の支給 処置、手術その他の治療及び施術 病院又は診療所への収容 看護</p> <p>【注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病院、診療所等に入院させ、治療を施すこととなれば、医療保険で対応（ただし、命に関わるような切迫した事情があり、真にやむを得ない場合の必要最低限の応急的医療に限り、法による医療とできる。） ・ このうち輸送に関する費用は、「応急救助のための輸送費」として整理する。
費用の限度	<p>救護班による場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用した薬剤及び治療材料並びに医療器具の修繕費等の実費 <p>病院・診療所による場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険の診療報酬の額以内 <p>施術者による場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該地域における協定料金の額以内
救助期間	<p>災害発生の日から14日以内</p>

<p>特別基準</p>	<p>医療期間の延長。延長期間は、通常の場合の基準期間である14日以内 (再延長が必要な場合は、その都度上記と同様に取り扱う。) 近隣地域で医療活動が円滑に実施される状態になった時点で終了 (通常の保険診療等による医療が行われる)</p>
<p>整備書類</p>	<p>救助実施記録日計票 物資受払状況(医薬品、衛生材料) 救護班活動状況 病院診療所医療実施状況 医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類 病院、診療所における診療報酬に関する証拠書類</p>

7 助産

実施者	広域災害等の場合...県への要請があれば、知事が実施し、市町長が補助する 局地的災害の場合...知事の委任を受けて市町長が実施
救助の 対象	災害のため、助産の途を失った者 災害発生の日以前、又は以後7日以内に分娩した者 被災者であるか否かを問わない。 本人の経済的能力の如何を問わない。 出産のみでなく、死産及び流産を含み、現に助産を要する状態にある者 被災地であっても通常の保険診療等による医療（産婦人科）が行われている場合は 対象とならない。
救助の 方法	原則として救護班によって行われるが、助産師によることもできる。 産院又は一般医療機関で行うこともできる。
費用の 範囲	分娩の介助に要する経費 ・ 陣痛の開始から胎盤排出までの間の必要な介助 分娩前、分娩後の処置に要する費用 ・ 出産前の準備及び処置並びに出産後の新生児に対する沐浴等を含む事後処置 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料費（ネル、さらし、油紙、リゾール、シッカロール等）
費用の 限度	救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 助産師による場合は、慣行料金の8割以内
救助期間	分娩した日から7日以内（ 災害発生の日は含まない。） （例）災害発生の日 9月5日（ 発災日前後7日に分娩した者が対象） A氏の分娩日 9月1日 A氏の助産期間9月5～7日の3日間 B氏の分娩日 9月11日 B氏の助産期間9月11～17日の7日間
特別基準	期間延長
整備書類	救助実施記録日計票 物資受払状況（医薬品、衛生材料） 助産台帳 医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類 救護班が行った場合は、救護班活動状況等の中にも記載のこと

8 被災者の救出

実施者	通常、知事の委任を受けて市町長が実施
救助の対象	<p>災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災の際に火中に取り残されたような場合 ・ 地震の際に倒壊家屋の下敷きになったような場合 ・ 水害の際に流失家屋とともに流された、孤立した地点に取り残された等の場合 ・ 山津波や土石流により生き埋めになったような場合 ・ 必ずしも災害が直接的な要因となっていることを要しない。 <p>被災した原因の如何を問わない（不可抗力、本人の過失を問わない）。 原則として人の救出だけに限定される。</p>
救助の方法	生命の安全を第一とし、災害の状況に応じて最も的確かつ迅速に実施できる方法
費用の範囲	<p>借上費又は購入費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 舟艇その他救出のために必要な機械器具の借上費等 ・ 直接救出活動に使用したものに限る。 <p>修繕費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 救出のために使用した機械器具の修繕費 <p>燃料費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機械器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代 ・ 救出作業を行う場合の照明の灯油代 ・ 救出した人を蘇生させるための採暖用の燃料費 <p>救出のための賃金職員雇上費及び輸送費は、経理上救出費から分離し、賃金職員雇上費及び輸送費として一括計上する。</p>
費用の限度	当該地域における通常の実費
救助期間	<p>災害発生の日から3日（72時間）以内</p> <p>通常、4日以後については死体の搜索（10日以内）として扱う。</p>

<p>特別基準</p>	<p>救出期間の延長。延長期間は、通常の場合の基準期間である3日（72時間）以内（再延長が必要な場合は、その都度上記と同様に取り扱う。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現に救出を要する者が確認できるとき ・ 家屋等の下敷きや土砂に埋没した者が助けを求め、又は生きていることが明瞭であるようなとき ・ 災害の発生が継続しているとき ・ その他継続することが必要とされる場合
<p>整備書類</p>	<p>救助実施記録日計票 物資受払状況（被災者救出用機械器具及び燃料等） 被災者救出状況記録簿 救出用関係支払証拠書類</p>
<p>その他</p>	<p>船舶の遭難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則的には水難救済法によって救護されることとなるが、同法にて不十分な場合は本法が適用されることもあり得る。 <p>通常の避難は対象外</p> <p>法による被災者の救出も死体の捜索も救助の程度及び方法等についてなんら差異はない。</p>

9 被災した住宅の応急修理

(1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理（新たに対象）

実施者	通常、知事の委任を受けて市町長が実施
救助の対象	災害によって住家が半壊又は半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、 <u>雨水の浸入等を放置すれば被害が拡大するおそれがある住家に居住する者</u>
救助の方法	<u>屋根等に被害を受けた住居へのブルーシートの展張等の緊急措置に限る。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>屋根等に被害を受け、雨漏り又は雨漏りのおそれがある住家へのブルーシート等の展張</u> ・ <u>損傷を受けた住宅の外装や窓硝子へのブルーシートの展張やベニヤ板による簡易補修による風雨の侵入の防御</u>
費用の限度	<u>1世帯当たり50,000円以内</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ブルーシート、ロープ、土嚢等緊急措置に必要な資材費</u> ・ <u>建設業者、団体等の施工費</u>
救助期間	災害発生の日から <u>10日</u> 以内に完了
特別基準	完了期間の延長
整備書類	<u>救助実施記録日計票</u> <u>緊急の修理記録簿</u> <u>緊急の修理に関する支払のための証拠書類等</u>
その他	<u>被災者に対する緊急の修理に関する相談窓口を開設し、業者リストの提示と併せて緊急の修理に関する制度概要を説明する。以後の手続きは、以下()より図1-1及び図1-2を参照すること</u>

内閣府防災「災害救助事務取扱要領（令和5年6月）」参照

(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理（従来より対象）

実施者	通常、知事の委任を受けて市町長が実施
救助の対象	災害によって住家が半壊又は半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことのできない者、かつ、自らの資力によって応急修理ができない者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 床下浸水の住家は含まれない。 ・ 資力に関する申出書で確認 大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難であると認められる程度に住家が半壊した者（いわゆる大規模半壊） <ul style="list-style-type: none"> ・ 資力に関する申出書は不要

<p>救助の方法</p>	<p>現物給付（応急修理により住める状態にすること）をもって実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関が大工等を借り上げて実施するか、直営工事で実施する。 ・ 修理材料や所要金額を給付するということは対象外 <p>日常生活に必要な欠くことのできない部分の応急的修理に限られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居室、炊事場、便所（温水洗浄便座含む）等 ・ 書斎や子供の勉強部屋等必ずしも最小限度の生活の維持に必要な部分の修理は対象外
<p>費用の範囲</p>	<p>最小限度の補修費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原材料費、大工等の労務賃、材料の輸送費、工事事務費
<p>費用の限度</p>	<p>基準額</p> <p>イ 半壊又は半焼の世帯 706,000円</p> <p>ロ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 （一部損壊10%以上20%未満） 343,000円</p> <p>特別基準の設定はなし</p> <p>1世帯あたりの平均ではなく、世帯ごとの基準額</p>
<p>救助期間</p>	<p>災害発生の日から3ヶ月以内(災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6ヶ月以内)に完了</p> <p>災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部</p>
<p>特別基準</p>	<p>完了期間の延長</p>
<p>整備書類</p>	<p>救助実施記録日計票 住宅応急修理記録簿 住宅の応急修理のための契約書、仕様書、設計書等 住宅の応急修理関係支払証拠書類</p>
<p>その他</p>	<p>全壊（焼）の場合は、住宅が修理を行えない程度の被害を受けているため、基本的には対象とならないが、修理することで居住することが可能となる場合は、事前協議の上、個別に対象とすることが可能</p> <p>住宅が半壊以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者については、事前協議の上、応急修理期間中に応急仮設住宅を使用することが可能</p>

10 学用品の給与

実施者	通常、知事の委任を受けて市町長が実施
救助の対象	<p>災害によって住家に床上浸水・半壊又は半焼以上の被害を受けた小学校児童、中学校生徒、および高等学校等生徒(中等教育学校の後期課程、特別支援学校を含む。)</p> <p>学用品を喪失又は損傷し、就学に支障が生じている場合に給与する。</p> <p>通学途中又は学校等で被災した場合であっても、都道府県知事が必要と認めたときに限り給与して差し支えない。(その判断にあたっては、市町長から状況報告等を受けることは差し支えないが、認定は市町長に委任できない。)</p>
救助の方法	<p>学校、教育委員会等の協力を得て、児童、生徒の確実な人員、学年別数を把握する。</p> <p>学年別に購入・配分計画表を作成し、必要量を調達・配分する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なるべく学年別に同一規格、同一単価のものを購入し、事務的煩雑を防ぐこと ・ 多量の場合は、各品目別に購入価格の平均額を決めること <p>支給にあたっては、親権者の受領書を徴しておくこと</p>
費用の範囲	<p>教科書(文科省検定済教科書又は文科省著作教科書に限る。)</p> <p>教材(県又は市町教育委員会に届出又は承認を受けて使用している教材、ワークブック、辞書、図鑑等)</p> <p>文房具(ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画用紙、下敷、定規など)</p> <p>通学用品(運動靴、体操着、かばん、長靴、傘など)</p> <p>文房具及び通学用品の品目は例示であり、これ以外の品目でも必要なものは可。</p>
費用の限度	<p>教科書及び教材の実費</p> <p>文房具及び通学用品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校児童 : 1人あたり4,800円以内 ・ 中学校生徒 : " 5,100円以内 ・ 高等学校等生徒 : " 5,600円以内
救助期間	<p>教科書及び教材 : 災害発生の日から1ヶ月以内に支給完了</p> <p>文房具及び通学用品 : " 15日以内に支給完了</p>

特別基準	<p>給与期間の延長。延長期間は、通常の場合の基準期間である15日ないし1ヶ月以内（再延長が必要な場合は、その都度上記と同様に取り扱う。）</p> <p>文房具及び通学用品の限度額引き上げ</p>
整備書類	<p>救助実施記録日計票</p> <p>備蓄物資払出証拠書類（教科書及び学用品）</p> <p>学用品の給与状況</p> <p>学用品購入関係支払証拠書類</p>
その他	<p>小学校児童又は中学校生徒の判断は、災害発生日をもって決定するが、災害発生日が学年末等の場合は、実情に即した学用品を給与して差し支えない。</p> <p>教科書の給与を優先する。</p>

1 1 埋葬

実施者	通常、知事の委任を受けて市町長が実施
救助の対象	<p>災害時の混乱の際に死亡した者であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 死因及び場所の如何を問わない。 ・ 災害発生の日以前に死亡した者で、まだ埋葬が終わっていないもの <p>災害のために埋葬を行うことが困難な場合であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火葬場が浸水又は流失し、被災市町内では埋葬を行うことが困難であるとき ・ 流通機構等の混乱のため、遺族又は扶養義務者の資力の有無に関わらず、棺、骨壺等の入手ができないとき ・ 埋葬を行うべき遺族がないか、又は高齢者、幼年者、傷病者等で埋葬を行うことが困難であるとき
救助の方法	<p>埋葬の程度は応急的な火葬である。但し、火葬ができない状況であれば土葬も可能</p> <p>救助の実施は現物給付を原則とするが、民間の第三者が埋葬を行った場合には、例外的措置として、費用の限度内で実費を補償することができる。</p>
費用の範囲	<p>埋葬の際、使用する棺(付属品を含む)及び骨壺等</p> <p>応急火葬であり、いわゆる一般の火葬とは異なるので、供花、供物、酒代等の類は認められない。</p> <p>火葬料、埋葬料及びこれに伴う輸送費及び賃金職員雇上費</p>
費用の限度	<p>大人(満12歳以上)：219,100円以内</p> <p>小人(満12歳未満)：175,200円以内</p>
救助期間	災害発生の日から10日以内
特別基準	<p>埋葬期間の延長。延長期間は、通常の場合の基準期間である10日以内</p> <p>(再延長が必要な場合は、その都度上記と同様に取り扱う。)</p>

<p>整備書類</p>	<p>救助実施記録日計票 埋葬台帳 埋葬費支出関係証拠書類</p>
<p>その他</p>	<p>災害発生直後の混乱期に遺体が発見されたときには、遺族等の関係者に遺体を引き渡すことが原則であり、遺族等が埋葬できない場合、又は遺族等に引き渡しできない場合などに、法による埋葬を行うものであることに留意すること</p> <p>外国人の埋葬の場合、風俗、習慣、宗教等の違いに配慮して実施すること 法適用地域以外での埋葬</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の法適用地域の死体が法適用されていない地域へ漂着した場合、その死体が当該災害によるものと推定できる場合は、適用市町へ連絡して引き取りを依頼するとともに、県へも報告する。ただし、引き取る暇のない場合は、対応を県に相談のうえ漂着した市町が埋葬を実施し、県が費用を負担する。 ・ 県外の災害による死体が漂着した場合は、県内の例により措置する。引き取る暇のないときの費用については被災都道府県への応援として取り扱い、漂着地の都道府県が被災都道府県に対して求償を行う。

1 2 死体の搜索

実施者	通常、知事の委任を受けて市町長が実施
救助の対象	<p>行方不明の状態にある者で、四囲の事情により、既に死亡していると推定される者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行方不明になってから既に相当な時間を経過している場合 ・ 災害の規模が非常に広範囲にわたり、特定の避難所等の地域以外は壊滅してしまったような場合等 <p>死亡した原因の如何を問わない。（現に死体を搜索しなければならない状態にあるもの）</p> <p>死亡した者の居住地における法適用の有無及び死亡した者の住家の被害状況は関係ない。</p>
救助の方法	<p>多数の死体をそのまま放置することは人道上許されることではないため、市町民の労力奉仕等により、搜索に必要な機械器具等を借り上げて実施する。</p>
費用の範囲	<p>借上費又は購入費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直接搜索作業に使用した舟艇、その他搜索に必要な機械器具の借上又は購入費 ・ 購入した場合は救助終了後換金処分し、救助費の精算で金額を控除 <p>修繕費（搜索作業に使用した機械器具の修理費）</p> <p>燃料費（機械器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代及び搜索作業を行うための照明用の灯油代等）</p> <p>死体搜索のための賃金職員雇上費及び輸送費は経理上搜索費から分離し、賃金職員雇上費、輸送費に一括計上する。</p>
費用の限度	通常の実費
救助期間	災害発生の日から10日以内とする。
特別基準	<p>搜索期間の延長。延長期間は、通常の場合の基準期間である10日以内。</p> <p>（再延長が必要な場合は、その都度上記と同様に取り扱う。）</p>

<p>整備書類</p>	<p>救助実施記録日計票 捜索用機械器具燃料受払簿（捜索用機械器具、燃料等） 死体の捜索状況記録簿 死体捜索用関係支出証拠書類</p>
<p>その他</p>	<p>被災者の救出と死体の捜索とを区分することが極めて困難である場合は、災害発生後3日は救出とし、それ以後は捜索として扱われることが多い。</p>

1 3 死体の処理

実施者	通常、知事の委任を受けて市町長が実施
救助の対象	<p>災害の際死亡した者について、その遺族等が混乱期のため、死体識別等のための洗浄、縫合、消毒の処理、死体の一時保存あるいは検案を行うことができない場合</p> <p>通常、死体の発見から埋葬に至る過程において行われる処理であり、埋葬を前提としたものである。</p>
救助の方法	<p>救助の実施機関が現物給付(下記のような措置の提供)として行うものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 死体の一時保存のための施設等の設置 ・ 死体の洗浄、縫合、消毒、検案等の役務の提供 ・ 処理に必要な物資の調達 <p>刑事訴訟法及び検視規則等の検死規則等他の法令規定に該当するもの(変死体)は当該法令に基づき実施する。</p>
費用の範囲	<p>死体の洗浄、縫合、消毒の処理のための費用</p> <p>死体の一時保存のための費用(原則的には輸送費、賃金職員雇上費を含む)</p> <p>救護班によらない場合の検案料</p>
費用の限度	<p>死体の洗浄、縫合、消毒等の処理</p> <p>1体あたり3,500円以内</p> <p>一時保存</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 死体一時収容施設利用時:借上に要する通常の実費 ・ 上記が利用できない場合:1体あたり5,500円以内 <p>一時保存用のドライアイスについては、通常の実費を加算できる。</p> <p>検案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として救護班が行う。救護班の場合は特別の費用は生じない。 <p>救護班によらない場合は、当該地域の慣行料金の額以内(検案書代は除く。)</p> <p>輸送費、人件費は別途計上</p>
救助期間	災害発生の日から10日以内

特別基準	<p>処理期間の延長。延長期間は、通常の場合の基準期間である10日以内 (再延長が必要な場合は、その都度上記と同様に取り扱う。) 死体の一時保存の際の輸送費、賃金職員雇上費を別枠とする。</p>
整備書類	<p>救助実施記録日計票 死体処理台帳 死体処理費支出関係証拠書類</p>
その他	<p>法の適用のない地域へ漂着した場合の死体の処理については「埋葬」と同じ扱いとなる。</p>

1 4 障害物の除去

実施者	通常、知事の委任を受けて市町長が実施
救助の対象	<p>住家が半壊、半焼又は床上浸水したもの (その他土砂崩れ等の特別な事情によるものは県へ協議)</p> <p>当面の日常生活が営み得ない状態にあること (日常生活に欠くことのできない居室、炊事場、便所、風呂場等に入り込んだ障害物の除去に限られる。)</p> <p>自らの資力をもってしては、障害物の除去ができない者であること</p> <p>豪雪の場合の除雪(住家が半壊、半焼又は床上浸水に関係なく以下各号の基準による)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 積雪量が概ね2 m以上であって、かつ、平均の積雪量を相当上回る豪雪地域にある世帯 ・ 積雪のため住居の出入り口が閉ざされているもの、又は屋根上の積雪のため住居が倒壊する危険がある等日常生活に著しい支障を及ぼしている世帯 ・ 自らの資力及び労力によっては除雪を行うことができない世帯
救助の方法	<p>市町長が現物給付をもって実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 除去に必要な機械、器具等の借上げにより、賃金職員及び技術者等を動員して障害物を除去すること ・ 日常生活に欠くことのできない場所の障害物を応急的に除去するものであり、原状回復が目的ではない。
費用の範囲	除去に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員雇上費、並びに工事等事務費等
費用の限度	<p>1世帯あたり138,700円以内 (市町ごとの1世帯あたりの平均金額が限度額内であれば差し支えない)</p>
救助期間	災害発生の日から10日以内
特別基準	<p>実施期間の延長。延長期間は、通常の場合の基準期間である10日以内 (再延長が必要な場合は、その都度上記と同様に取り扱う)</p>

<p>整備書類</p>	<p>救助実施記録日計票 障害物除去の状況 障害物除去支出関係証拠書類</p>
<p>その他</p>	<p>同一住家に2世帯が居住している場合には、1世帯あたりの限度額とする。 法による障害物の除去は、居室、台所、玄関、便所等の日常生活上欠くことのできない場所に入り込んだ障害物を対象とし、物置や倉庫は対象とならない。 1世帯あたりの障害物の除去のための支出できる費用は、1世帯あたりの平均を示したものである。 障害物の除去は、生活上欠くことができない場所の障害物の除去を行うことで、元の住宅に引き続き住むことを目的としており、「応急仮設住宅の供与」との併給はできない。 市町は障害物の除去制度を利用する被災者に対して、被害箇所・障害物除去前・除去後の写真を撮影しておくことを普及啓発すること 障害物の除去の手続の流れは第5編参考資料のP102を参照のこと</p>

1 5 応急救助のための輸送費

実施者	知事又は市町長（市町の実施とした救助）が実施
救助の対象	<p>被災者を避難させるための輸送</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害が発生するおそれ段階の要配慮者等の輸送 ・ 避難指示等に基づき避難する住民の輸送 ・ 被災者を誘導するための人員、資材等の輸送 <ul style="list-style-type: none"> 堤防決壊防止のための資材等の運搬等、災害の予防又は拡大防止のための人員、物資、資財の輸送は認められない。 避難所の設置に要する輸送は認められない。 警察、消防、自衛隊、海上保安庁が実施した分は認められない。 避難所から帰宅する際の輸送費は原則的に認められない。 <p>医療及び助産のための輸送</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重傷患者又は産婦を救護班の仮設する診療所、病院、産院等に入院、通院させる場合等の輸送 ・ 救護班に関する人員の輸送（医薬品等の輸送費は下記、救援用物資の輸送に含む） <ul style="list-style-type: none"> 退院又は分娩後の帰宅の際の輸送費は原則的に認められない。 <p>被災者救出のための輸送</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 救出された被災者の輸送 ・ 救出のために必要な人員、資材等の輸送 <ul style="list-style-type: none"> 災害の拡大防止ないし早期解決策のための人員、物資、資材の輸送は認められない。 警察、消防、自衛隊、海上保安庁等が実施した分は認められない。 <p>飲料水供給のための輸送</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲料水そのものの輸送 ・ 飲料水を確保するために必要な人員、器具、資材等の輸送 <p>死体の捜索</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 死体の捜索のために必要な人員及び資材等の輸送 <ul style="list-style-type: none"> 警察、消防、自衛隊、海上保安庁等が実施した分は認められない。 <p>死体の処理（埋葬を除く。）のための輸送</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 死体の消毒、縫合、洗浄等の処理並びに検案のための救護班員等の人員の輸送 ・ 死体の処理のための衛生材料等の輸送 ・ 死体の発見場所から一時安置所までの輸送 ・ 死体の移動に伴う死体そのものの輸送 ・ 死体を輸送するための人員の輸送

<p>救助の 対象 (続き)</p>	<p>救援用物資の輸送(「その他」の欄に記載したものを除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被服寝具その他生活必需品の給与のための輸送 ・ 炊出し用食料等の輸送 ・ 学用品支給のための輸送 ・ 救護班の使用する医薬品、衛生材料等の輸送 ・ その他被災者救援の目的のために直接使用される一切の物資の輸送
<p>救助の 方法</p>	<p>県、市町等所有の自動車、船舶等を使用して実施する。 輸送業者等から借上げて実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約する際条件を明確にし、最も有効かつ適切な方法をとるよう配慮する。 ・ 輸送業者以外から借上げて実施する。
<p>費用の 範囲</p>	<p>運送料(運賃) 借上料、燃料費、消耗器財費、修繕費</p>
<p>費用の 限度</p>	<p>当該地域の通常の実費とする。</p>
<p>救助期間</p>	<p>各救助種目別に定められている救助期間の範囲内とする。 (特別基準の承認を得た場合はその期間とする。)</p> <p>被災者の避難については、災害発生又は災害が発生しようとする一両日中に限定されると考えられ、避難所の開設期間(7日間)と同一のものではない。</p>
<p>特別基準</p>	<p>期間の延長は、各救助種目の期間延長に伴い自動的に延長となる。ただし、輸送期間だけの延長も可能である。</p> <p>埋葬のための輸送(自市町の火葬場が使用できず、遠距離のものを使用する場合) その他の輸送(避難所開設及び応急仮設住宅設置のための人員等の輸送等)</p>
<p>整備書類</p>	<p>救助実施記録日計票 物資受払状況(燃料及び消耗品等) 輸送記録簿 輸送に関する支払関係証拠書類</p>

1 6 応急救助のための賃金職員等雇上費

実施者	知事又は市町長(市町の実施とした場合)が実施
救助の対象	<p>災害が発生するおそれ段階の要配慮者等及び被災者を避難させるために雇上げた賃金職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治体職員等（消防又は警察関係職員等を含む）を中心として、地域住民の協力の下に行うことが原則となる。 ・ 避難所設置のための賃金職員は含まれない。 ・ 災害の予防又は拡大防止のための賃金職員は含まれない。 ・ 警察、消防、自衛隊、海上保安庁等が、応急救助のため直接雇い上げた賃金職員は含まれない。 <p>炊き出しその他による食品の給与のために必要な賃金職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者や地域住民の相互扶助を中心に、地方自治体職員やボランティア等の協力により行われるのが通常であるので、特別な事情がない限り認められない。 <p>飲料水の供給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲料水を供給するために必要な賃金職員 ・ 飲料水を供給するための機械、器具の運搬、操作等に要する賃金職員 ・ 飲料水を浄水するための薬品等の配布に要する賃金職員 <p>医療及び助産における移送</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重傷患者又は産婦を救護班、病院、診療所、産院に運ぶ際の賃金職員 ・ 救護班の移動に伴い、医師、看護師等を移動させるための賃金職員 <p>被災者の救出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者を救出する賃金職員 ・ 警察、消防、自衛隊、海上保安庁等が、応急救助のため直接雇い上げた賃金職員は含まれない。 <p>死体の搜索</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 死体の搜索をするために必要な賃金職員 ・ 搜索に要する機械、器具その他の資材を操作するために必要な賃金職員 ・ 警察、消防、自衛隊、海上保安庁等が、応急救助のため直接雇い上げた賃金職員は含まれない。 <p>死体の処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 死体の消毒、縫合、洗浄等の処理をするための賃金職員 ・ 死体を一時安置所まで輸送するために必要な賃金職員 ・ 仮設の死体安置所を建築するための賃金職員等は「死体の一時保存」の限度額内に含まれ、ここでは認められない。 <p>救援用物資の整理、輸送及び配分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 救援用物資を区分し、整理するための賃金職員 ・ 救援物資を送達するための荷物の積み下ろし、上乗り及び運搬するための賃金職員 ・ 輸送された物資を被災者に配分するための賃金職員 （「その他」の欄に記載したものを除く）

救助の方法	知事又は市町長等が正当な方法で雇上げて実施する。 業務の量及び質の両面から検討し、必要最小限度の人数とする。
費用の範囲	この業務を行うために雇上げた賃金職員
費用の限度	当該地域の通常の実費とする。 (職業安定所の業種別標準賃金を基礎とするのが適当である。)
救助期間	各救助種目別に定められている救助期間の範囲内とする。 (特別基準の承認を得た場合はその期間とする。) 被災者の避難については、避難所の開設期間(7日間)と同一のものではない。
特別基準	雇上げ期間の延長は、各救助種目の期間延長に伴い自動的に延長となる。ただし、この期間以上に残務整理のための延長もできる。 埋葬のための賃金職員(火葬場が使用不能で遠距離のものを使用する場合) 遠距離から資材等を輸送するための賃金職員等
整備書類	救助実施記録日計票 賃金職員等雇上げ台帳 賃金職員支払関係証拠書類
その他	広義の救援用物資であっても、次の場合には各救助の基準額の中に含まれているので、原則として賃金職員等雇上費には計上しないこと <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所設置の際の仮設便所、炊事場等の建築に要する賃金職員雇上費 ・ 応急仮設住宅建築の賃金職員雇上費 ・ 住宅の応急修理の賃金職員雇上費 ・ 埋葬の棺、骨壺の輸送のための賃金職員雇上げ費 ・ 死体の一時保存のための仮設安置所設置資材の輸送 ・ 障害物除去のための資材の輸送

1 7 救助に要した事務費

<p>実施者</p>	<p>知事又は市町長(市町の実施とした救助)が実施</p>
<p>事務費の対象となる経費</p>	<p>時間外勤務手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県及び市町職員に限られる。 <p>賃金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務的な面で臨時に雇上げた職員の賃金 <p>旅費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国、県、県事務所、市町間の打合せ旅費 ・ 救助物資を調達輸送するための旅費等（職員による実施） <p>消耗品費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文具 ・ 用紙及び消耗器財 <p>燃料費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車燃料 <p>食糧費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員に対する炊出しの費用 （不眠不休で業務に従事しているような状態で、職員自らで用意できない場合） <p>印刷製本費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種帳簿、台帳、緒用紙類 ・ その他参考資料等 <p>光熱水費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気代、水道料、ガス代 <p>修繕費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車、船舶及び自転車等交通連絡の手段として使用した輸送機械器具に限られる。（原状回復であって、改良、改善は含まれない。） <p>使用料及び賃借料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急救助事務のための自動車及び船舶の借上料 ・ 応急救助事務のための機械器具の借上料 <p>委託費</p> <p>通信運搬費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通信費 ・ 運搬費 <p>災害ボランティアセンターに係る費用 （ボランティア活動の調整に関する調整事務を委託していること）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調整事務を行う人員の人件費 ・ 調整事務を行う人員の旅費

事務費の 範囲	法第4条に規定する応急救助の事務を行うのに必要な経費に限られる。 応急救助を実施する期間の経費に限られる。																					
期間	災害発生の日から救助の期間内に支出したものに限られる。この場合の支出とは、債務の確定をいうものであり、事実上の支払いの意味ではない。																					
精算 事務費	精算の事務を行うのに必要な経費については、精算事務終了の日までの間、その必要な経費が認められる。 事務費の対象となる範囲は、応急救助に要する事務費と同じである。																					
整備書類	支払関係証拠書類																					
国庫負担 限度額	<p>救助費合算額に応じて次の割合を乗じて得た額の範囲内で国庫負担の対象となる。 (県及び法適用市町でその額を案分等する)</p> <table data-bbox="359 1032 1198 1323"> <tr> <td>3,000万円以下</td> <td>・・・</td> <td>10/100</td> </tr> <tr> <td>3,000万円を越え6,000万円以下</td> <td>・・・</td> <td>9/100</td> </tr> <tr> <td>6,000万円を越え1億円以下</td> <td>・・・</td> <td>8/100</td> </tr> <tr> <td>1億円を越え2億円以下</td> <td>・・・</td> <td>7/100</td> </tr> <tr> <td>2億円を越え3億円以下</td> <td>・・・</td> <td>6/100</td> </tr> <tr> <td>3億円を越え5億円以下</td> <td>・・・</td> <td>5/100</td> </tr> <tr> <td>5億円を超過</td> <td>・・・</td> <td>4/100</td> </tr> </table> <p>市町が一時繰替支弁した事務費の全額が県から支弁されるのではなく、上記の国庫負担の対象となる範囲内で、県が予算措置した額を上限に市町に支弁されるものであること(県及び法適用市町でその額の案分等を実施)</p>	3,000万円以下	・・・	10/100	3,000万円を越え6,000万円以下	・・・	9/100	6,000万円を越え1億円以下	・・・	8/100	1億円を越え2億円以下	・・・	7/100	2億円を越え3億円以下	・・・	6/100	3億円を越え5億円以下	・・・	5/100	5億円を超過	・・・	4/100
3,000万円以下	・・・	10/100																				
3,000万円を越え6,000万円以下	・・・	9/100																				
6,000万円を越え1億円以下	・・・	8/100																				
1億円を越え2億円以下	・・・	7/100																				
2億円を越え3億円以下	・・・	6/100																				
3億円を越え5億円以下	・・・	5/100																				
5億円を超過	・・・	4/100																				

第3編

災害救助の各参考様式

第3編 災害救助の各参考様式

No.	様式名	繰替支弁時 必要書類
1	被害状況報告	
2	災害発生情報・中間情報	
3	(例) 災害救助法適用要請文書(市 県)	
4	(例) 災害救助法適用通知文書(県 市)	
5	(例) 救助事務委任通知文書(県 市)	
6	救助実施記録日計表	
7	災害救助費概算額調	
8	(例) 特別基準設定申請文書(市 県)	
9	(例) 特別基準設定申請文書(別紙)	
10	(例) 特別基準設定協議文書(県 国)	
11	(例) 特別基準設定協議文書(別紙)	
12	(例) 特別基準承認通知文書(県 市)	
13	(例) 精算監査準備通知文書(県 市)【台風9号時】	
14	(例) 繰替支弁請求書提出依頼文書(県 市)【台風9号時】	
15	救助の種類別物資受払状況	
16	避難所設置及び収容状況	
17 -	応急仮設住宅台帳(建設型応急住宅)その1	
17 -	応急仮設住宅台帳(建設型応急住宅)その2	
17 -	応急仮設住宅台帳(賃貸型型応急住宅)	
18	炊き出し給与状況	
19	飲料水の供給簿	
20	被服、寝具その他生活必需品の給与状況	
21	救護班活動状況	
22	病院診療所医療実施状況	
23	助産台帳	
24	被災者救出状況記録簿	
25	住宅応急修理記録簿	
26	学用品の給与状況	
27	埋葬台帳	
28	死体処理台帳	
29	死体検索状況記録簿	
30	障害物除去の状況	
31	輸送記録簿	
32	賃金職員雇上台帳	
33	災害救助費繰替支弁金請求書	
34	(例) 精算交付申請文書(県 国)	
35	(例) 交付決定及び確定通知文書(県 市)	

被害状況報告

1 災害発生の日時及び場所

市(区)町名

2 災害の原因

3

(1) 被害状況 (年 月 日現在)

人的被害				住家被害																			
死者	行方不明	負傷		棟数						世帯数及び人員													
		重傷	軽傷	全壊全焼又は流出	半壊又は半焼	一部損壊(準半壊のもの)	一部損壊(準半壊を除く)	床上浸水	床下浸水	全壊全焼又は流出		半壊又は半焼		一部損壊(準半壊のもの)		一部損壊(準半壊を除く)		床上浸水		床下浸水			
										世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員

・人的被害状況の詳細 (報告項目例) 年齢、性別、被災状況、対応状況

・住家被害状況の詳細 (報告項目例) 住所、被災状況、対応状況等

(2) 避難状況 (避難所別の避難者数)

避難場所	避難者の累計		現在の避難者数	
	世帯	人	世帯	人

(3) 避難指示状況 (有の場合は具体的に記入・数字は「約」でも可)

・避難指示 無・有 指示時刻【 : 】 対象地区名: _____ 対象: _____ 世帯 人
 指示時刻【 : 】 対象地区名: _____ 対象: _____ 世帯 人

4 その他 (特記事項 = 集落の孤立、断水状況等生活支援の必要な事案などを記入)

災 害 発 生 中 間 情 報			
市町村名		法適用 状況	未適用 年 月 日 適用
報告者			
原因もしくは災害名			
発生日時	年 月 日 時 分	発生場所	
既にとった救助の措置及びとろうとする措置		救 助 の 種 類	実 施 状 況
		避 難 所 の 設 置	延 人
		応 急 仮 設 住 宅 の 設 置	戸
		炊 き 出 し そ の 他 食 品 の 給 与	延 人
		飲 料 水 の 供 給	延 人
		被 服 寝 具 そ の 他 生 活 必 需 品 の 給 与	延 世帯
		医 療	延 人
		助 産	延 人
		救 出	延 人
		住 宅 の 応 急 修 理	延 世帯
		学 用 品 の 給 与	延 人
		埋 葬	延 人
		死 体 の 捜 索	延 人
		死 体 の 処 理	延 人
障 害 物 の 除 去	延 世帯		
その他			

- (注) 1 様式最上欄の、「発生」、「中間」のうち該当する情報提供名に 印を付けること。
 2 「法適用状況欄」の該当する項目に 印を付け、適用済の場合には適用年月日を記入すること。
 3 被害状況については、様式1を添付すること(詳細不明の場合等はその旨を「その他」欄に記載)。
 4 救助の見込みは、「既にとった救助の措置及びとろうとする措置」欄にその旨記載すること。
 5 中間情報は、「災害救助費概算額調」を添付すること(詳細不明の場合等はその旨を「その他」欄に記載)。

番 号
年 月 日

兵庫県知事 殿

市町長 印

災害救助法の適用について（依頼）

< 災害名 > により、下記のとおり多大な被害が発生しましたので、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を要請します。

記

1 被害の状況

（ 年 月 日 時 分現在）

人的被害（人）			住家被害（世帯）						
死者	行方不明	負傷者	全壊等 (ア)	半壊等 (イ)	床上浸水 (ウ)	床下浸水	一部損壊 (準半壊)	一部損壊 (準半壊を 除く)	滅失 世帯数 (注)

（注）滅失世帯数は、次の算式で算出したもの。「ア+イ×1/2+ウ×1/3」

2 今までにとった措置

3 今後とるべき措置

4 その他の事項

（1）県への援助要望

（2）事務担当者連絡先

部課室名 担当 担当者名
電話 電話番号

（3）その他

番 号
年 月 日

市町長 殿

兵庫県知事

災害救助法による救助の実施について（通知）

このたびの<市町>の災害に対し、 年 月 日に災害救助法を適用し、救助を実施することに決定しました。

なお、救助の期間を延長する場合には、期間が終了する前日までに申請して下さるようお願いいたします。

番 号
年 月 日

市町長 殿

兵庫県知事 印

災害救助法による救助の実施に関する事務の一部を市町長が行うことについて（通知）

<災害名> に関し、災害救助法による救助を実施するに当たり、災害救助法第 13 条第 1 項の規定により、次の救助の実施に関する事務については、次の期間において貴職が行うこととしましたので通知します。

記

1 事務の内容

- (1)
- (2)

2 期間

災害救助に関する手続等を定める規則（昭和 38 年兵庫県規則第 58 条）別表第 1 において、事務の内容（救助の方法）に対応する期間とする。

ただし、特別の事情がある場合には、必要な期間の延長を行うことがある。

3 留意事項

- (1) 災害救助法適用年月日
年 月 日

- (2) 救助の実施に要する費用は、法第 30 条の規定により貴職において一部繰替支弁を行うこと。

救 助 実 施 記 録 日 計 票

救助の種類	避	炊	水	救出
	修理	学	死捜	死処
	障	応仮	医	埋葬
	被服	助産		

市町名

責任者氏名

印

地区責任者氏名

印

No. _____

年 月 日 時 分

員数(世帯)	
品目(数量・金額)	
受入先	
支出先	
場 所	
方 法	
記 事	

記入要領

- 1 各救助の種類ごとに一葉作成する。
- 2 記録表欄外のナンバー欄には、記録表ごとに一連番号を附するものとし、報告内容を訂正する場合、例えばNo.10の次にNo.5の分を訂正する場合には、「No.11(No.5訂正)」のように記載のうえ、No.5の記録票には朱で×印を付し、「(No.11に訂正済)」とし、廃棄することなくそのままナンバー順に綴っておくこと。
なお、救助の実施種類が多い場合には、救助の種類ごとに一連番号を附し、ナンバー順に綴ってよい。
- 3 記入票欄外の救助の種類別欄の該当部分の救助名は で囲み、欄内該当欄に必要最小限度の事項を記入する。
- 4 機械・器具等を無償で借り上げた場合についても記録票を作成する。
- 5 被服寝具その他生活必需品の給与等で、県調達分と市町調達分がある時は、それぞれ別に記録表を作成する。

災害救助費概算額調

市町名

種目別区分		員数	単価(円)	金額(円)	備考
救助業務に要した経費				0	
1 救助費				0	
(1) 避難所設置費	避難所		0 延人	#DIV/0!	0
	福祉避難所		0 延人	#DIV/0!	0
	ホテル・旅館など		0 延人	#DIV/0!	0
	計		0 延人	#DIV/0!	0
(2) 応急仮設住宅設置費	建設型応急住宅		0 戸	#DIV/0!	0
	賃貸型応急住宅		0 戸	#DIV/0!	0
	応急修理期間における応急仮設住宅の使用		0 戸	#DIV/0!	0
	計		0 戸	#DIV/0!	0
(3) 炊出しその他による食品給与費		0 延人	#DIV/0!	0	
(4) 飲料水供給費		0 延人	#DIV/0!	0	
(5) 被服寝具その他生活必需品給(貸)与費	全壊(焼)流出		0 世帯	#DIV/0!	0
	半壊(焼)・床上浸水		0 世帯	#DIV/0!	0
	計		0 世帯	#DIV/0!	0
(6) 医療及び助産費	医療費		0 延人	#DIV/0!	0
	助産費		0 延人	#DIV/0!	0
	計		0 延人	#DIV/0!	0
(7) 被災者の救出費		0 人	#DIV/0!	0	
(8) 住宅の応急修理費	イ 半壊(焼)		0 世帯	#DIV/0!	0
	ロ イに準ずるもの		0 世帯	#DIV/0!	0
	計		0 世帯	#DIV/0!	0
(9) 学用品の給与費	小学校児童	教科書	0 人	#DIV/0!	0
		文房具等	0 人	#DIV/0!	0
	中学校生徒	教科書	0 人	#DIV/0!	0
		文房具等	0 人	#DIV/0!	0
	高等学校等生徒	教科書	0 人	#DIV/0!	0
		文房具等	0 人	#DIV/0!	0
計		0 人	#DIV/0!	0	
(10) 埋葬費	大 人		0 体	#DIV/0!	0
	小 人		0 体	#DIV/0!	0
	計		0 体	#DIV/0!	0
(11) 死体の捜索費		0 体	#DIV/0!	0	
(12) 死体の処理費	洗浄、縫合、消毒等		0 体	#DIV/0!	0
	一時保存		0 体	#DIV/0!	0
	検案		0 体	#DIV/0!	0
	計		0 体	#DIV/0!	0
(13) 障害物の除去費		0 世帯	#DIV/0!	0	
(14) 輸送費		0 延人	#DIV/0!	0	
(15) 賃金職員等雇上費		0 延人	#DIV/0!	0	
2 実費弁償				0	
3 扶助金				0	
4 損失補償費				0	
5 法第19条の補償				0	
救助事務に要した費用				0	
1 都道府県事務費				0	
2 市町事務費				0	
3 法第20条の求償に対する支払費				0	
4 災害ボランティアセンターの設置・運営(委託費)				0	
合計				0	

番 号
年 月 日

兵庫県知事 殿

市長

<災害名> 災害救助にかかる特別基準の設定申請について

さきの<災害名>による救助について、災害救助法に定める一般基準では救助の適切な実施が困難であるため、別紙のとおり特別基準の設定を申請します。

市町名 _____

救助の種類	一般基準		特別基準		特別基準 設定理由
	期間	基準額	期間	基準額	
避難所の設置	7日 (～10/ 26)	340円/日・人	(例) 20日 (～11/ 8)	(例) 456円/日・人	
応急仮設住宅の供与	20日 (～11/ 8)		(例) 35日 (～11/ 23)		

救助の種類ごとに、「期間」「基準額」のいずれか（あるいは両方）で特別基準を設定する場合に記載すること。

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 殿

兵庫県知事

<災害名> 災害にかかる救助の特別基準の設定について（協議）

さきの<災害名>による救助にあたり、災害救助法に定める一般基準では対応できない特別の事情にあるので、別紙のとおり特別基準の設定について協議します。

災害救助法による特別基準設定内容

兵庫県

< 災害名 >

対象地域	法適用 年月日	救助種目	項目	一般基準	特別基準	
						設定理由

番 号
年 月 日

市町長 殿

兵庫県知事 印

年度災害救助法による救助の特別基準の承認について

年度 月 日付け 第 号で申請のあった標記の件について、申請書記載のとおり内閣府より承認されましたので通知します。

イ 修理対象箇所の写真

民間賃貸住宅の借上げを実施している市町（朝来市）について

ア 賃貸契約書

イ 入居者が「災害救助法」に基づく対象世帯である根拠書類

住家の障害物除去について（佐用町）

ア ボランティアの人たちが除去したと伺っているが、障害物除去にかかる経費は含まれていないと認識しているが、その理解で良いか。

イ もし含まれているようなら、障害物除去との切り分け（合理的な説明を付けられる可能な範囲で）を行うこと。

死体の捜索について（佐用町）

ア 作業員の数と重機等の借上品目との量的整合性（遊休資機材などが無いかどうか）

イ 剛板修理、キャタピラ交換の具体的内容、必要性（額が大きいため、特に詳細に）

ウ 単価（人件費、借上料）の根拠、妥当性

エ 契約内容・方法

オ 捜索範囲（図面で範囲をお示しください）

カ 捜索活動内容（期間、人員・機材の投入量など詳細に）

2 その他留意事項

- （1）限られた時間内での監査となるため、簡潔かつ的確な書類作成に努めること。
- （2）証拠書類に基づき、適正な請求がなされているかについて監査されるので、必要と思われる資料作成を行うこと。
- （3）住宅の応急修理については、修理対象箇所が適正かどうかポイントととなること。書類上不備がないように努めること。

(公 印 省 略)
災 対 第 1 4 0 1 号
平 成 2 2 年 3 月 2 日

関係市町災害救助法担当課長 様

兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課長

災害救助費用繰替支弁請求書等の提出について

さきの台風 9 号災害に要した標記救助費用については、国の精算監査を受け、救助費用の枠が決まりましたので、改めて書類の提出をお願いします。

なお、事務費については、県全体の総救助費の一定割合分のみ補助対象として認められていますので、佐用町の事務費については、事前に請求いただいた額から減額しています。

また、特別基準の申請については、精算監査によって救助期間等も確定しておりますので、別添の「特別基準申請書」(様式 8, 様式 9) を併せてご提出ください。

記

1 提出資料

- (1) 災害救助費繰替支弁金請求書(「災害救助の手引き」 様式 33 号)
- (2) 災害救助にかかる特別基準の設定申請について
(「災害救助の手引き」 様式 8 号、9 号)

2 提出期限

平成 2 2 年 3 月 9 日 (火)

● 書類送付先

〒650-0011

神戸市中央区下山手通 5 丁目 1 0 - 1

兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課指導係

田中、柴田

TEL 078-362-9868

FAX 078-362-9911

救助の種類別物資受払状況

15

市(区)町名

救 助 の 種 目 別	年 月 日	品 名	単 位 呼 称	摘 要	受	払	残	備 考

- (注) 1 「摘要」欄に購入又は受入先及び払出し先を記入すること。
- 2 「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入すること。
- 3 各救助の種目別最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。なお、物資等において、都道府県よりの受入分及び市町村調達分がある場合には、それぞれの別に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。
- 4 救護班による場合には、救護班ごとに救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を記入すること。
なお、「備考」欄に払高数量(使用数量)に対する金額を記入すること。
- 5 救助の種類別の品目が多い場合、救助の種類別ごとに一葉作成すること。

避難所設置及び収容状況

16

市(区)町名

避難所の名称	種別	開設期間	実人員	延人員	物品使用状況		実支出額	備考
					品名	数量		
		年 月 日～年 月 日	人	人			円	
		年 月 日～年 月 日	人	人			円	
		年 月 日～年 月 日	人	人			円	
		年 月 日～年 月 日	人	人			円	
		年 月 日～年 月 日	人	人			円	
		年 月 日～年 月 日	人	人			円	
		年 月 日～年 月 日	人	人			円	
		年 月 日～年 月 日	人	人			円	
		年 月 日～年 月 日	人	人			円	
計			人	人			円	

- (注) 1 「種別」欄は、**避難所、福祉避難所、ホテル・旅館**などの別に記入すること。
 2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。
 3 他市町の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。
 4 **別に作成する領収書等支払資料の整理番号**を「備考」欄に記入すること。

応急仮設住宅台帳（建設型応急住宅）その1

17-①

市(区)町名

応急仮設住宅番号	世帯主氏名	家族数	地区・住宅(団地)名、 部屋番号	所在地	入居月日	実支出額	備考
		人				円	
		人				円	
		人				円	
		人				円	
		人				円	
		人				円	
		人				円	
		人				円	
		人				円	
		人				円	
計	世帯					円	

- (注) 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置個所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。
 2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
 3 「地区・住宅(団地)名、部屋番号」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
 4 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

応急仮設住宅台帳（建設型応急住宅）その2

整理番号	地区・住宅(団地)名	区分				着工戸数	完成戸数	集會施設		着工日	完成予定日	着工公表日	リース購入の別	概算額			民有地等借地料(年額(円))	市町名		〇〇市			
		構造	基礎	仕様	敷地			集會所	談話室					税込総額(円) (リースの場合は解体費用等含む)	うち、集會施設 (税込み、円) (設置費用、リースは解体費用等含む)	1戸あたりの平均価格(円)		完成日	入居日	世帯数	入居人数	解消日	
																							〇年〇月〇日
(記載例)	〇〇総合運動公園住宅(団地)	モバイル	コンクリート板	手すり、スロープ	公有地	50	50	1		〇年〇月〇日	△年△月△日	〇年△月×日	リース	291,414,000	5,714,000	5,714,000	0	△年△月△日	△年△月△日	48	144		
(記載例)	〇〇町仮設住宅	木造	布基礎		民地(有償)	20	20		1	〇年〇月〇日	△年△月△日	〇年△月×日	購入	105,000,000	5,000,000	5,000,000	12,000,000	△年△月△日	△年△月△日	19	38		
1																							
2																							
3																							
4																							
5																							
6																							
7																							
8																							
9																							
10																							
11																							
12																							
13																							
14																							
15																							
合計																							

- (注) 1 「地区・住宅(団地)名」欄は、応急仮設住宅の住宅(団地)名を記入すること。
 2 「構造区分」欄は、「木造」、「プレハブ」、「モバイル」、「トレーラー」住宅等の別を記入する。
 3 「基礎区分」欄は、「木杭」、「コンクリート板」、「ブロック敷」、「布基礎」、「べた基礎」住宅等の別を記入する。
 4 「仕様等」欄は、福祉仮設住宅やバリアフリー住宅等、入居者に配慮した設備の内容がわかるように記入すること。
 5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別をも明らかにすること。
 6 「集會施設」欄は、集會所又は談話室の設置戸数を記入すること。なお、設置していない場合は「-」を記入すること。
 7 「リース購入の別」欄は、「リース」又は「購入」を記入すること。
 8 「総額」欄は、団地別に建設に要した総額(リースの場合は解体費用等を含む)を記入すること。なお、集會施設の費用も合算して記入すること。
 9 「うち、集會施設」欄は、団地別に建設した集會施設に要した金額(リースの場合は解体費用等を含む)を記入すること。
 10 「1戸あたりの平均価格」欄は、総額から集會施設を差し引いた金額を戸数で除して出た金額を記入すること。
 11 「民有地等借地料(年額)」欄は、応急仮設住宅の建設のために借上げた地代について、年額を記入すること。
 12 「入居日」欄は、応急仮設住宅の鍵の受渡しを開始した日を記入すること。
 13 「世帯数」「入居人数」欄は、実際に応急仮設住宅に入居した世帯数と人数を記入すること。(原則、1世帯1室であるが、被災前に2世帯住宅に入居していた場合は、2世帯として差し支えない。)
 14 「解消日」欄は、応急仮設住宅から全ての入居者が退去した日を記入すること。
 15 本様式とともに、応急仮設住宅に係る「位置図」、「配置図」、「平面図」、「仕様書」及び「見積書」も提出すること。

炊き出し給与状況

18

市(区)町名 _____

炊き出し場の名称	実施期間	延べ人員 (人)	実支出額	備考
	年 月 日～年 月 日		円	
	年 月 日～年 月 日		円	
	年 月 日～年 月 日		円	
	年 月 日～年 月 日		円	
	年 月 日～年 月 日		円	
	年 月 日～年 月 日		円	
	年 月 日～年 月 日		円	
	年 月 日～年 月 日		円	
	年 月 日～年 月 日		円	
	年 月 日～年 月 日		円	
計				

(注) 「備考」欄は、給食内容及び別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記入すること。

飲料水の供給簿

市(区)町名

供給対象カ所の名称	供給月日	対象人員	給水用機械器具							実支出額	備考	
			名称	借 り 上 げ			修 繕					燃費費
				数 量	所 有 者	金 額	修繕月日	修繕費	故障の概要			
	<u>年 月 日</u> ~ <u>年 月 日</u>	人			円		円		円	円		
		人			円		円		円	円		
		人			円		円		円	円		
		人			円		円		円	円		
		人			円		円		円	円		
		人			円		円		円	円		
		人			円		円		円	円		
		人			円		円		円	円		
計	計	人			円		円		円	円		

(注) 1 給水用機械器具は借上費の有償、無償の別を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。

2 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主要な修繕箇所を記入すること。

3 「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記入すること。

被服、寝具その他生活必需品の給与状況

市(区)町名 _____

住家被害 程度区分	世帯主 氏名	基礎となった 世帯構成人員	給与月日	物資給与の品名						実支出額	備考
				ふとん	毛布	被服		なべ			
		人								円	
		人								円	
		人								円	
		人								円	
		人								円	
		人								円	
		人								円	
		人								円	
		人								円	
		人								円	
計	全壊	世帯								円	
	半壊	世帯								円	

災害救助費として上記のとおり給与したことに相違ありません。

年 月 日

給与責任者 氏 名 印

- (注) 1 住家の被害程度に、全壊(焼)流失又は半壊(焼)床上浸水の別を記入すること。
 2 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
 3 「物資給与の品名」欄に、数量を記入すること。
 4 「備考」欄に、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記入すること。

救 護 班 活 動 状 況

21

救 護 班 名
班 長 医 師 氏 名 印

月 日	市(区)町名	患者数	品目	措置の概要	死体検案数	経費	備 考
		人			人	円	
		人			人	円	
		人			人	円	
		人			人	円	
		人			人	円	
		人			人	円	
		人			人	円	
		人			人	円	
		人			人	円	
計		人			人	円	

(注) 「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

病院診療所医療実施状況

22

市(区)町名

診療 機関名	患者氏名	診療期間	病名	診療区分		診療報酬点数		金額	備考
				入院	通院	入院	通院		
						点	点	円	
						点	点	円	
						点	点	円	
						点	点	円	
						点	点	円	
						点	点	円	
						点	点	円	
						点	点	円	
						点	点	円	
計	機関	人				点	点	円	

(注) 「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること。

助 産 台 帳

23

市(区)町名

分べん者 氏 名	分べん 日 時	助 産 機関名	分べん期間	金額	備考
			月 日～ 月 日	円	
			月 日～ 月 日	円	
			月 日～ 月 日	円	
			月 日～ 月 日	円	
			月 日～ 月 日	円	
			月 日～ 月 日	円	
			月 日～ 月 日	円	
			月 日～ 月 日	円	
			月 日～ 月 日	円	
			月 日～ 月 日	円	
計	人	機関		円	

被災者救出状況記録簿

市(区)町名

年月日	救出人員	救出用機械器具							実支出額	備考	
		名称	借上費			修繕費					燃料費
			数量	所有者(管理者)氏名	金額	修繕月日	修繕費	修繕の概要			
	人			円		円		円	円		
	人			円		円		円	円		
	人			円		円		円	円		
	人			円		円		円	円		
	人			円		円		円	円		
	人			円		円		円	円		
	人			円		円		円	円		
	人			円		円		円	円		
	人			円		円		円	円		
	人			円		円		円	円		
計	人			円		円		円	円		

- (注) 1 他市町に及んだ場合には、備考欄にその市町名を記入すること。
 2 借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ、その借上費を「金額」欄に記入すること。
 3 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。
 4 使用した機械器具の使用用途概略を「備考」欄に記入すること。

住宅応急修理記録簿

市(区)町名 _____

整理番号	住家被害 程度区分	世帯主氏名	応急修理期間	応急修理力所概要	実支出額	備 考
			月 日 ~ 月 日		円	
					円	
					円	
					円	
					円	
					円	
					円	
					円	
					円	
					円	
計	世帯	計	世帯		円	

(注) 実施に際し、複数の業者が施工した場合にはその旨を備考欄に記入すること

学用品の給与状況

市(区)町名

学校名	学年	児童(生徒) 氏名	親権者 氏名	給与月日	給与品の内訳						実支出額	備考
					教科書			その他学用品				
					国語	算数		鉛筆	ノート			
											円	
											円	
											円	
											円	
											円	
											円	
											円	
											円	
											円	
											円	
計	小学校		人								円	
計	中学校		人								円	
計	高等学校		人								円	

学用品を上記のとおり給与したことに相違ありません。
年 月 日

給与責任者(学校長)
氏 名 印

- (注) 1 小学校、中学校、高等学校等教育機関別に作成すること。
2 支給する学用品の品目については、教科書、文房具、通学用品、その他の学用品の範囲で個々の実情に応じて給与すること。
 3 「給与月日」欄は、その児童(生徒)に対して最後に給与した給与月日を記入すること。
 4 「給与品の内訳」欄には、数量を記入し、「備考」欄には別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記入すること。

埋 葬 台 帳

市(区)町名

死 亡 年月日	埋 葬 年月日	死亡者		埋葬を行った者		埋葬費				備考
		氏 名	年 齢	死亡者 との 関係	氏 名	棺 (付属品を 含む)	埋葬 又は 火葬料	骨箱	計	
						円	円	円	円	
						円	円	円	円	
						円	円	円	円	
						円	円	円	円	
						円	円	円	円	
						円	円	円	円	
						円	円	円	円	
						円	円	円	円	
						円	円	円	円	
						円	円	円	円	
計	/	人	/	/	/	円	円	円	円	

- (注) 1 埋葬を行った者が市町長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
 2 市町長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

死 体 処 理 台 帳

市(区)町名

処 理 年 月 日	死 体 発 見 の 日 時 及 び 場 所		死 亡 者 氏 名	遺 族		洗 の 浄 処 等 理			死 体 の 一 時 保 存 料	検 案 料	実 支 出 額	備 考
	日 時	場 所		氏 名	死 亡 者 と の 関 係	品 名	数 量	金 額				
								円	円	円	円	
計			人									

死体検索状況記録簿

29

市(区)町名

年月日	搜索地区	搜索死体	搜索用機械器具			金額	備考
			名称	数量	所有者(管理者) 氏名		
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
計						円	

障害物除去の状況

市(区)町名 _____

整理番号	住家被害 程度区分	氏 名	除 去 に 要 し た 期 間	実 支 出 額	除 去 に 要 す る 概 要 状 態 の 概 要	備 考
			年 月 日 ~ 年 月 日	円		
			年 月 日 ~ 年 月 日	円		
			年 月 日 ~ 年 月 日	円		
			年 月 日 ~ 年 月 日	円		
			年 月 日 ~ 年 月 日	円		
			年 月 日 ~ 年 月 日	円		
			年 月 日 ~ 年 月 日	円		
			年 月 日 ~ 年 月 日	円		
			年 月 日 ~ 年 月 日	円		
			年 月 日 ~ 年 月 日	円		
計	半壊(焼)	世帯	年 月 日 ~ 年 月 日	円		
	床上浸水	世帯	年 月 日 ~ 年 月 日	円		

(注)除去に際し、複数の業者が施工した場合はその旨を「備考」欄に記入すること。

輸 送 記 録 簿

市(区)町名 _____

輸送月日	目的	輸送区間 (距離)	借 上 等		金 額	修 繕		燃料費	実支出額	備 考	
			使用車両等			故障車両等					
			種 類	台数		名 称 番 号	所 有 者 氏 名				修 繕 月 日
					円				円	円	
					円				円	円	
					円				円	円	
					円				円	円	
					円				円	円	
					円				円	円	
					円				円	円	
					円				円	円	
					円				円	円	
					円				円	円	
					円				円	円	
					円				円	円	
計											

- (注) 1 「目的」欄は主なる目的(又は救助の種類名)を記入すること。
 2 都道府県又は市町の車函等による場合は「備考」欄に車函番号を記入すること。
 3 借上車函等による場合は有償、無償を問わず記入すること。
 4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車函等の借上費を記入すること。
 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

実費弁償
(令第4条第1号から第4号までに規定する者の従事状況)

33-①

市(区)町名 _____

職種	従業員数		従事場所(市町)	従事期間	実支出額				算定基準による算定額	備考
	実人員	延人員			日当	旅費	時間外勤務手当等	計		
・医師 ・歯科医師 ・薬剤師	人	人			円	円	円	円	円	
・保健師 ・助産師 ・看護師 ・准看護師										
・診療放射線技師 ・臨床検査技師 ・臨床工学技士 ・救急救命士または歯科衛生士										
・土木技術者 ・建築技術者										
・大工 ・左官又はとび職										
計										

(注)「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること。

実費弁償
(令第4条第5号から第10号までに規定する者の従事状況)

33-②

市(区)町名

業者		従業員数		従事場所(市町)	従事期間	実支出額				算定基準による算定額	備考
業種	数	実人員	延人員			日当	旅費	時間外勤務手当等	計		
・土木又は建築業者及びこれらの者の従業者		人	人			円	円	円	円	円	
・鉄道事業者及びその従業者											
・軌道経営者及びその従業者											
・自動車運送事業者及びその従業者											
・船舶運送業者及びその従業者											
・港湾運送業者及びその従業者											
計											

(注)「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること。

扶助金の支給状況

34

市町名

扶助金種類	件数	実支出額	積算基礎	備 考
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
計			/	

(注) 1 「積算基礎」欄には支給基礎額及び支給額の積算基礎等を記入すること。
 2 「備考」欄には、扶助金の支給を必要とした原因等の概要を記入すること。

損失補償費の状況

35

市町名

種類	実支出額	積算基礎	備 考
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
計			

- (注) 1 「種類」欄には、法第5条の管理、使用、保管及び収容の別に区分して記入すること。
 2 「基礎積算」欄には、損失補償の額の積算基礎を記入すること。
 3 「備考」欄には、損失補償の概要を記入すること。

法第19条の補償費の状況

36

市町名

区分	実 支 出 額		備 考
	員 数	単 価	
1 人件費		円	円
(1)旅費			
(2)役務費			
(3)時間外勤務手当 及び深夜手当			
2 救護所設置費			
(1)救護器材費			
(2)消耗器材費			
(3)借上料損費			
3 救護諸費			
(1)薬剤			
(2)治療材料			
(3)医療器具破損料			
(4)衛生材料			
(5)死体の処理費			
(6)その他			
4 輸送費			
5 賃金職員等雇上費			
6 その他の費用			
7 扶助金			
(1)療養扶助金			
(2)休業扶助金			
(3)障害扶助金			
(4)遺族扶助金			
(5)葬祭扶助金			
(6)打切扶助金			
8 事務費			
(1)消耗品費			
(2)通信運搬費			
(3)その他			
計			

(注)「区分」の欄には、適宜必要な欄を設けて費目別に記入すること。

災害救助費繰替支弁金請求書

金 円
ただし、年 月 日発生した

による災害救助繰替支弁金

種目別区分	実支出額			算定基準による算定額			備考
	員数	単価	金額	員数	単価	金額	
I 救助業務に要した経費							
1 救助費							
(1) 避難所設置費	避難所	延人		延人			
	福祉避難所	延人		延人			
	ホテル・旅館など	延人		延人			
	計	延人		延人			
(2) 応急仮設住宅設置費	建設型応急住宅	世帯		世帯			
	賃貸型応急住宅	世帯		世帯			
	応急修理期間中における応急仮設住宅の使用	世帯		世帯			
	計	世帯		世帯			
(3) 炊き出しその他による食品給与費							
(4) 飲料水供給費							
(5) 被服、寝具その他生活必需品の給(貸)与費	全壊(焼)流出	世帯		世帯			
	半壊(焼)・床上浸水	世帯		世帯			
	計	世帯		世帯			
(6) 医療及び助産費	医療費	延人		延人			
	助産費	延人		延人			
	計	延人		延人			
(7) 被災者の救出費							
(8) 住宅の応急修理費	イ 半壊(焼)	世帯		世帯			
	ロ 準半壊	世帯		世帯			
	計	世帯		世帯			
(9) 学用品の給与費	小学校児童	教科書	△		△		
		文房具等	△		△		
	中学生生徒	教科書	△		△		
		文房具等	△		△		
	高等学校生徒	教科書	△		△		
		文房具等	△		△		
計	△		△				
(10) 埋葬費	大人	体		体			
	小人	体		体			
	計	体		体			
(11) 死体の搜索費							
(12) 死体の処置費	洗浄、縫合、消毒等	体		体			
	一時保存	体		体			
	検案	体		体			
	計	体		体			
(13) 障害物の除去費							
(14) 輸送費							
(15) 賞金職員等雇上費							
2 実費弁償費							
3 扶助金							
4 損失補償費							
5 法第19条の補償							
II 救助事務に要した費用							
1 都道府県事務費							
2 市町事務費							
3 法第20条の求償に対する支払い費							
4 災害ボランティアセンターの設置・運営(委託費)							
合計							

上記のとおり請求する。

年 月 日
兵庫県知事

様

市町長

印

注 1 繰替支弁金請求書は、算定合計額を掲げること。

2 内訳の欄は、該当する種目だけ掲げること。

3 この請求書には、実施した救助の種類に応じて作成した災害救助に関する手続き等を定める規則別表第3に掲げる書類及び支払い証拠書類の写しを添付すること。

4 算定基準による算定額欄の金額は、災害救助に関する手続き等を定める規則別表第1に定めるところにより算定した額とし、その額は、常に実支出額欄の金額以下の額となるものであること。

5 救助の程度、方法及び期間について特別基準が認められた場合は、当該特別基準の内容が算定基準による算定額となるものであること。

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 ○ ○ 様

兵庫県知事 ○ ○ 印

○年度災害救助にかかる国庫負担金の精算交付申請について

標記について、次により国庫負担金を交付されたく関係書類を添え申請します。

- 1 申請金額 金 円
- 2 災害の内容 <災害名>
- 3 国庫負担金所要額調書 (別紙1)
- 4 救助費総額算出内訳 (別紙2)
- 5 災害救助費算出内訳 (災害別) (別紙3)

(添付書類)

- 1 歳入歳出予算書抄本
- 2 被害状況調 (別紙4)

番 号
年 月 日

市町長 ○ ○ 殿

兵庫県知事 ○ ○ 印

災害救助費交付金の交付決定及び確定について

○年度○月○日付け□第○○号で申請のあった災害救助費繰替支弁金については、下記のとおり交付の決定及び交付額の確定がなされたので通知します。

記

- 1 災害救助費交付金交付決定額及び確定額 円
- 2 この交付金は、**災害救助に関する手続等を定める規則**（昭和38年4月1日兵庫県規則第58号）に定める繰替支弁金として交付するものである。

第4編

救助の基準早見表

令和5年度 災害救助基準

令和5年9月1日現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
1 避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれの者を供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 340円以内 高齢者等の要支援者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金、職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
2 応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり (建設型応急住宅) 応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 限度額 1戸当たり (建設型応急住宅) 6,775,000円以内 (賃貸型応急住宅) 世帯の人数に応じて、建設型応急住宅に準じて、地域の実情に応じた額で設定 3 (建設型応急住宅) 同一敷地内等に概ね50戸以上設置する場合は集会施設を、50戸未満の場合は、その戸数に応じた小規模な施設を設置できる(規模、費用は別に定めるところによる。)	(建設型応急住宅) 災害発生の日から 20日以内着工 (賃貸型応急住宅) 速やかに供与	1 建設型応急住宅の場合における限度額は、平均1戸当たり6,775,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要支援者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内
3 炊き出し その他による 食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)流出、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,230円以内	災害発生の日から 7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
4 飲料水の供与	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考					
被服、寝具 その他生活必需品の給与 又は貸与	全半壊(焼)流出、床上浸水等により、生活上必要な衣服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏期(4月～9月)冬期(10月～3月)の季別は災害の発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算	
		全壊 全焼 流出	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
			冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
		半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
冬	10,100		13,200	18,800	22,300	28,100	3,700		
6 医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班・・・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所・・・国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14日以内	患者等の移送費は、別途計上					
7 助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から 7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					
8 被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該に地域における通常の実費	災害発生の日から 3日(72時間)以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上					
9 被災した住宅の応急修理	<u>災害によって住家が半壊又は半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば被害が拡大するおそれがある住家に居住する者</u>	<u>1世帯当たり 50,000円以内</u> <u>・ ブルーシート、ロープ、土嚢等緊急措置に必要な資材費</u> <u>・ 建設業者、団体等の施工費</u>	<u>災害発生の日から 10日以内</u>	<u>被災者に対する緊急の修理に関する相談窓口を開設し、業者リストの提示と併せて緊急の修理に関する制度概要を説明する。</u>					

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
9 被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損壊を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当たり イ 口に掲げる世帯以外の世帯 706,000円以内 ロ 半壊(焼)に準ずる程度の損壊を受けた世帯 343,000円以内	災害発生の日から3ヶ月以内	半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損壊とは、損害割合10%以上20%未満とする。
10 学用品の給与	住家の全壊(焼)流出、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,800円 中学校生徒 5,100円 高等学校等生徒 5,600円	災害発生の日から(教科書) 1ヶ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
11 埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 219,100円以内 小人(12歳未満) 175,200円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
12 死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
13 死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,500円以内 一時保存 死体一時収容施設 通常の実費 上記が利用できない場合 1体当たり 5,500円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
14 障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 138,700円以内	災害発生の日から10日以内	

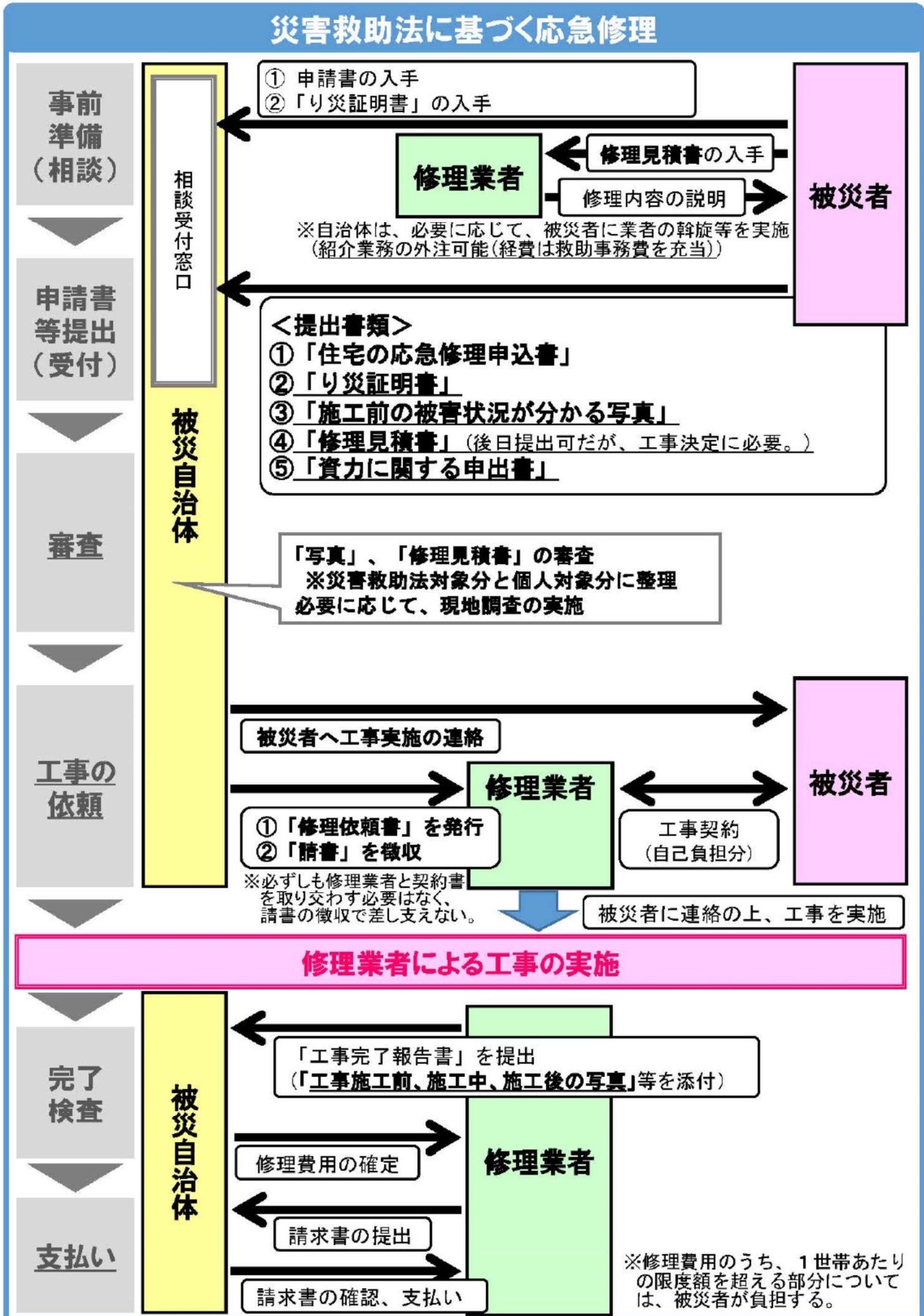
救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考			
15 輸送費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内				
16 賃金職員等 雇上費	5 死体の搜索 6 死体の処理得 7 救済用物資の整理配 分						
17 救助に要し た事務費	1 時間外勤務手当 2 賃金 3 旅費 4 消耗品費 5 燃料費 6 食糧費 7 印刷製本費 8 光熱水費 9 修繕費 10 使用料及び賃借料 11 委託費 12 通信運搬費 13 災害ボランティアセンターに 係る費用				応急救助の事務を行うのに必 要な経費に限られる。	災害の発生の日か ら救助の期間内に支 出したものに限る	救助費合算額に応じて定め られた割合を乗じて得た額の 範囲内が国庫負担の対象とな り、その範囲内で県が予算措 置した額を上限とする。
実費弁償	災害救助法施行例第4 条第1号から第4号まで に規定するもの				災害救助法第7条第1項の規 定により救助に関する業務に従 事させた都道府県知事の総括す る都道府県の常勤の職員で当該 業務に従事した者に相当するも のの給与を考慮して定める。	救助の実施が認め られる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は 別途に定める額

この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第5編

参考資料

1 住宅の応急修理の方法及び流れ



災害により住宅に被害を受けた方へ重要なお知らせです。



応急修理制度の利用に当たっては、 被害箇所・修理箇所が分かるよう “写真”を撮影して下さい。

カメラがない場合はスマホで構いません。必ず写真を撮影してください。

住宅の応急修理制度をご活用いただくに当たっては、修理を行う箇所について被害状況が分かるように写真を撮影する必要があります。
撮影に当たっての留意点等は以下のとおりです。

<撮影上の留意点>

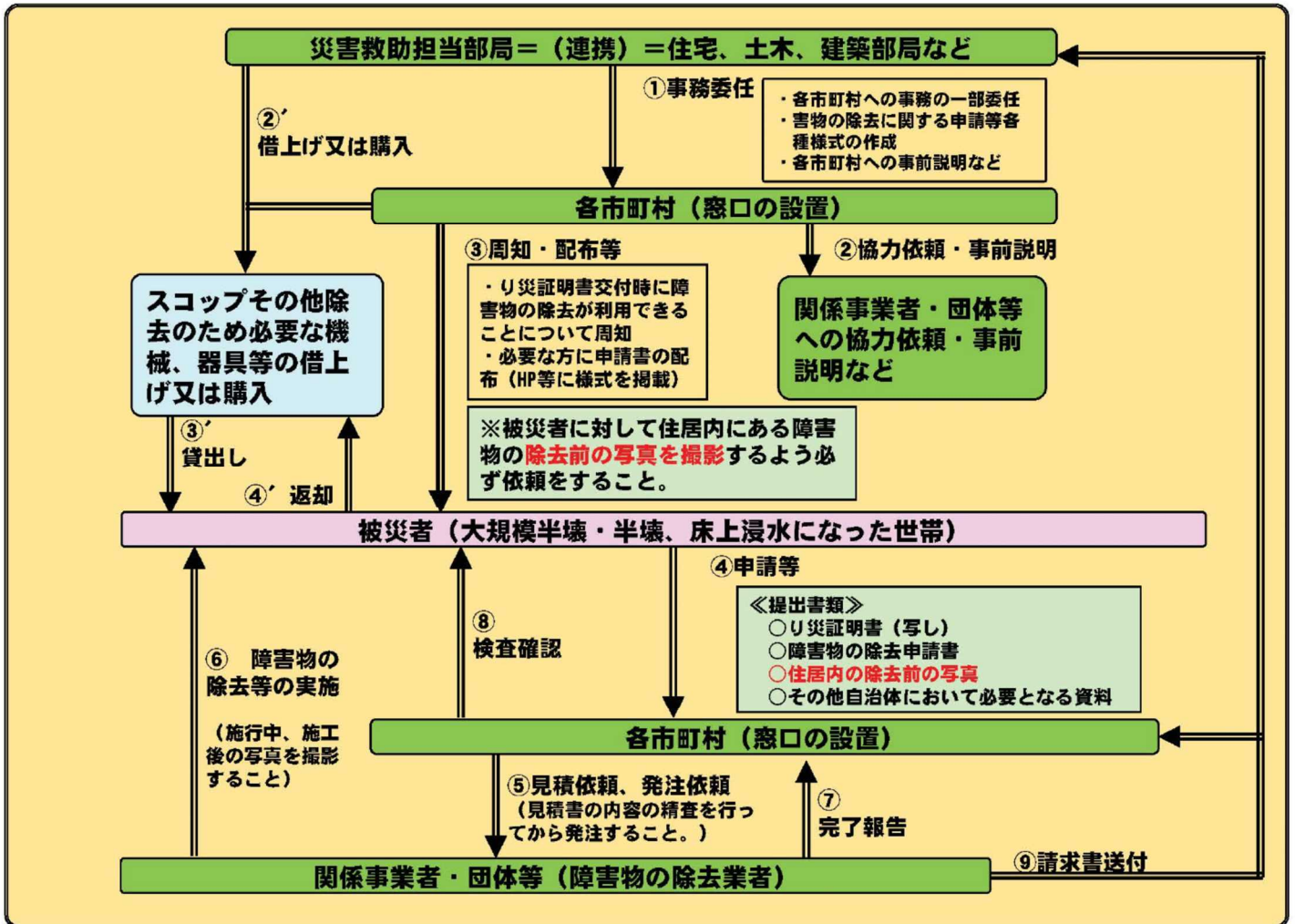
- (1) 外観（壁、玄関、窓、屋根など）の亀裂、剥がれ、歪みなど
 - ✓ 浸水高が分かるようにメジャー等で高さが分かるように撮影しましょう。
メジャー等がない場合は浸水高を指さして撮影しましょう。
 - ✓ 破損状況を箇所別に撮影しましょう。
室外で撮影する際は、逆光による白飛び等や明るさ不足による潰れに注意してください。
また、屋根など撮影に危険が伴う場合は修理業者に依頼してください。
- (2) 室内（床板、扉、壁など）のめくれ、反り、腐食、脱落など
 - ✓ 被災した部屋ごとの全景写真を撮影しましょう。
片付け等をした後だと被害状況が分かりにくくなってしまいます。事前に撮影しましょう。室内で撮影する際は、明るさや手ぶれに注意してください。また、フラッシュをたい場合は光の反射に注意してください。
 - ✓ 破損状況を箇所別に撮影しましょう。
- (3) 設備（キッチン、トイレ、浴槽、給湯器など）の破損、故障など
 - ✓ 破損箇所・故障箇所が分かるように撮影しましょう
 - ✓ 設備の型番・形式等が分かる写真も併せて撮影しましょう
応急修理制度は被災前の同等品への修理・交換が対象となります。

<修理業者の方にもお伝えください>

- ✓ 工事の修理中、修理後の写真も必要となります。修理業者に撮影を依頼しましょう。



3 障害物の除去の方法及び流れ



4 災害救助法に基づく救助の種類・支援内容について

1. 一般基準 (法4条、令2条・3条、内閣府告示等)

	救助の種類	限度額 (対象経費)	期間 (災害発生日から)	対象(住家被害との関係)						
				住家被害に 関らず 避難	全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊	床上 浸水
1	避難所の設置	1人1日 340円以内 (消耗機材、光熱水費等)	7日以内		-	-	-	-	-	-
2	炊き出し・ 食品の給与	1人 1日 1,230円以内 (弁当、炊き出し等の食費)	7日以内		-	-	-	-	-	-
3	飲料水の供給	必要量の供給に要した経費 (水の購入・給水車による供給経費等)	7日以内		-	-	-	-	-	-
4	被服、寝具そ の他生活必需 品の給与又は 貸与	全壊(1人世帯・夏の場合 19,200円) 半壊(1人世帯・夏の場合 6,300円) (被服、寝具等生活必需品の購入費)	10日以内	-						
5	学用品の給与	学用品を喪失・毀損した小中高の児童・生徒 教科書・教材費 文房具・通学用品代	1か月以内 15日以内	-						
6	医療及び助産	医療: 診療、薬剤、手術等 助産: 分娩介助、衛生材料等	14日以内 7日以内		-	-	-	-	-	-
7	被災者の救出	被災者の救出に要した経費 (機械・器具の借上費等)	3日以内		-	-	-	-	-	-
8	死体の検索・ 処理	1体当たり 3,500円以内 (死体の洗浄・消毒等)	10日以内		-	-	-	-	-	-
9	埋葬	大人(12歳以上) 219,100円以内 小人 175,200円以内 (棺、埋火葬費、骨壺等)	10日以内		-	-	-	-	-	-
10	応急仮設住宅 の供与	建設型応急住宅 6,775,000円以内/戸 賃貸型応急住宅 地域の実情に応じて決定 N.12との併給不可	着工 20日以内 完成から最長2 年	-				-	-	-
11	住宅の応急修 理	大規模半壊・中規模半壊・半壊(半焼) 706,000円以内/世帯 半壊(半焼)に準ずる損傷[R元年度新設] (一部耐震10%以上) 343,000円以内/世帯 (居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度部分の修理費等) 応急修理期間における応急仮設住宅の使用 (6ヶ月以内)のみN.10との併給可能	3か月以内	-	-	-	-	-	-	-
12	障害物の除去	1世帯当たり 138,700円以内 (日常生活に必要最小限度部分の除去に必要 な機械・器具借上費等) N.10との併給不可	10日以内	-	-					

2. 特別基準 (令3条2項等)

上記一般基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に協議し、同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。 上記下線部

5 災害救助法と被災者生活再建支援法の運用の考え方

令和5年6月現在

住家被害状況	災害救助法	被災者生活再建支援法※			
		建設・購入	補修	賃貸	
全壊 (50%以上)		基礎 100万 加算 200万	基礎 100万 加算 100万	基礎 100万 加算 50万	
大規模半壊 (50%未満 ～40%以上)		基礎 50万 加算 200万	基礎 50万 加算 100万	基礎 50万 加算 50万	
中規模半壊 (40%未満 ～30%以上)		併用可	基礎 0 加算 100万	基礎 0 加算 25万	
半壊 (30%未満 ～20%以上)		<ul style="list-style-type: none"> 住宅の応急修理 (706,000円以内) ブルーシート等の緊急修理 (50,000円以内) 	R2臨時国会で追加(R2.7月豪雨から対象)		
準半壊 (20%未満 ～10%以上)		<ul style="list-style-type: none"> 住宅の応急修理 (343,000円以内) ブルーシート等の緊急修理 (50,000円以内) 	※ 長期避難世帯及び解体世帯(半壊、敷地被害)も全壊世帯と同様最大300万円を支給 ※ 特定長期避難世帯(避難指示が通算3年を経過したものうち、当該避難指示の解除の日から2年以内に、当該市区町村内に再度居住することとしているもの等)については、支給金額に70万円を加えた額を支給(その額が300万円を超えるときは、300万円) ※ 単身世帯については、上記支給額の3/4		
床上浸水		<ul style="list-style-type: none"> 生活必需品の供与(被服・寝具等) 学用品の給与 障害物の除去(138,700円以内) 	<災害救助法の応急修理の拡充> ① R元、台風15号を契機に「準半壊」を追加(告示)(8月大雨から対象) ② R5.6月に「ブルーシート等の緊急修理」を追加(告示)(R5.5月の石川県能登地震から対象)		
住家の被害に関わらず可能な救助	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の設置 炊き出し・飲料水 医療・助産 被災者の救出 死体の捜索・処理 埋葬 				